

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年4月27日提出
【発行者名】	三井住友D S アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【電話番号】	03-6205-1649
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日興FWS・日本株インデックス 日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり） 日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし） 日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり） 日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし） 日興FWS・日本債インデックス 日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり） 日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし） 日興FWS・Jリートインデックス 日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり） 日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

【届出の対象とした募集(売出)内国投資  
信託受益証券の金額】

## (1)当初自己設定額

日興FWS・日本株インデックス

100万円を上限とします。

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

100万円を上限とします。

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)

100万円を上限とします。

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)

100万円を上限とします。

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

100万円を上限とします。

日興FWS・日本債インデックス

100万円を上限とします。

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

100万円を上限とします。

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

100万円を上限とします。

日興FWS・Jリートインデックス

100万円を上限とします。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

100万円を上限とします。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)

100万円を上限とします。

## (2)継続申込額

日興FWS・日本株インデックス

2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)

2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)

2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・日本債インデックス

2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・Jリートインデックス

2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)

2兆5,000億円を上限とします。

## 【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年7月16日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、2022年4月27日に半期報告書を提出したことに伴う関係情報の更新、ファンド情報の更新等を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

## 2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後> に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後> に記載している内容は原届出書が更新されます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (2)【ファンドの沿革】

<更新後>

2021年8月3日 信託契約締結、設定、運用開始

#### (3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

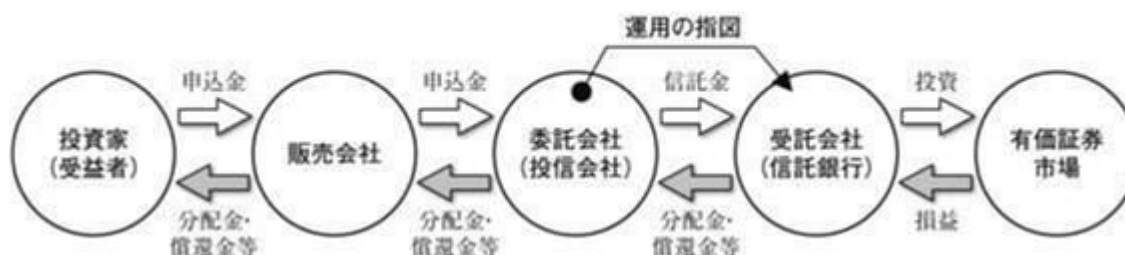
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

#### 運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2022年1月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立  
 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録  
 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可  
 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

- 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
- 2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

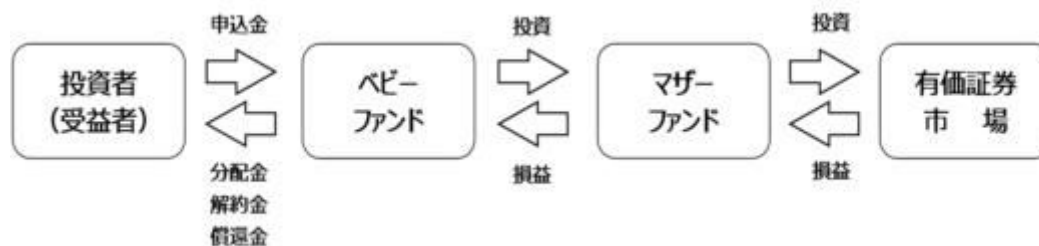
## (八) 大株主の状況

(2022年1月31日現在)

名称	住所	所有株式数(株)	比率(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

## 八 ファンドの運用形態(ファミリーファンド方式による運用)

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



## 2 【投資方針】

## (1) 【投資方針】

&lt;更新後&gt;

## イ 基本方針

各ファンドは、投資対象とする各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産へ投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

## ロ 投資態度

日興FWS・日本株インデックス

- (イ) 国内株式インデックス・マザーファンド(B号)への投資を通じて、主としてTOPIX(東証株価指数)に採用されている銘柄の株式に投資することにより、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- (ハ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 国内株式インデックス・マザーファンド(B号)の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

- (イ) 外国株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資し、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行うことにより、MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ヘッジ換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 外国株式インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)

- (イ) 外国株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資することにより、MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 外国株式インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)

- (イ) エマージング株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の株式(預託証書(DR)、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。)、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、実質組入外貨建資産について原則として米ドル売り円買いの為替取引を行うことにより、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。
- (ロ) エマージング株式インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として米ドル売り円買いの為替取引を活用し、為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

- (イ) エマージング株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の株式(預託証書(DR)、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。)、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資

することにより、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。

- (ロ) エマージング株式インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (二) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・日本債インデックス

- (イ) 国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンドへの投資を通じて、主として日本の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 運用の効率化を図るため、有価証券先物取引等を利用することもあります。
- (二) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

- (イ) ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンドへの投資を通じて、主として外国の国債に投資し、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行うことにより、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- (二) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

- (イ) 外国債券パッシブ・マザーファンドへの投資を通じて、主として外国の国債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 外国債券パッシブ・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (二) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・Jリートインデックス

- (イ) Jリート・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。
  - ・主として日本の取引所に上場(上場予定を含みます。)している不動産投資信託(REIT)に投資することにより、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
  - ・不動産投資信託(REIT)への投資にあたっては、東証REIT指数採用銘柄(採用予定を含みます。)に投資を行うものとします。
  - ・ベンチマークとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引等を活用する場合があります。このため、不動産投資信託(REIT)の実質組入時価総額と不動産投信指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が純資産総額を超えることがあります。
- (ロ) Jリート・インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

- (イ) 外国リート・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行

ます。

- ・日本を除く世界各国の不動産投資信託（REIT）等に投資し、実質組入外貨建資産については原則として対円で為替ヘッジを行うことにより、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
  - ・不動産投資信託（REIT）等への投資にあたっては、S & P先進国REIT指数（除く日本）採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。
- （ロ）外国リート・インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- （ハ）実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。
- （ニ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

- （イ）外国リート・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。
- ・日本を除く世界各国の不動産投資信託（REIT）等に投資することにより、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
  - ・不動産投資信託（REIT）等への投資にあたっては、S & P先進国REIT指数（除く日本）採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。
- （ロ）外国リート・インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- （ハ）実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- （ニ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの特色

1

「日興ファンドラップ セレクト インデックス・シリーズ」は、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産管理を行う口座の資金を運用するための専用ファンドです。

※「日興ファンドラップ セレクト インデックス・シリーズ」のご購入のお申込みには、販売会社のラップ口座の開設が必要です。

2

「日興ファンドラップ セレクト インデックス・シリーズ」は、複数ファンドで構成されており、各ファンドは投資対象とする各マザーファンドへの投資を通じて、実質的に投資対象とする資産に投資します。

※各マザーファンドおよび投資対象とする資産については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。



## 3

各ファンドは、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

ファンド名	ベンチマーク
日本株インデックス	TOPIX(東証株価指数、配当込み)
先進国株インデックスヘッジ有	MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ヘッジ換算ベース)
先進国株インデックスヘッジ無	MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株インデックスヘッジ有	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース)
新興国株インデックスヘッジ無	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本債インデックス	NOMURA-BPI(総合)
先進国債インデックスヘッジ有	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジベース)
先進国債インデックスヘッジ無	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
Jリートインデックス	東証REIT指数(配当込み)
Gリートインデックスヘッジ有	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース)
Gリートインデックスヘッジ無	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



※上記における各ファンド、各マザーファンドおよび各投資対象資産は以下のとおりになります。

ファンド	マザーファンド	投資対象資産
日本株インデックス	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	日本の株式等
先進国株インデックスヘッジ有	外国株式インデックス・マザーファンド	日本を除く 世界各国・地域の株式等
先進国株インデックスヘッジ無	外国株式インデックス・マザーファンド	
新興国株インデックスヘッジ有	エマージング株式インデックス・マザーファンド	新興国の株式および 株式指数先物取引等
新興国株インデックスヘッジ無	エマージング株式インデックス・マザーファンド	
日本債インデックス	国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンド	日本の公社債等
先進国債インデックスヘッジ有	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	日本を除く 世界各国・地域の公社債等
先進国債インデックスヘッジ無	外国債券パッシブ・マザーファンド	

Jリートインデックス	Jリート・インデックス・マザーファンド	日本のリート等
Gリートインデックスヘッジ有	外国リート・インデックス・マザーファンド	日本を除く
Gリートインデックスヘッジ無	外国リート・インデックス・マザーファンド	世界各国・地域のリート等

## 各ファンドの運用の基本方針等

### ▶ 国内株式

#### 日本株インデックス

ベンチマーク TOPIX(東証株価指数、配当込み)

運用の基本方針 ● マザーファンドへの投資を通じて、主としてTOPIX(東証株価指数)に採用されている銘柄の株式に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。  
※株価指数先物取引等を利用することがあります。

### ▶ 先進国株式

#### 先進国株インデックスヘッジ有・・・為替ヘッジあり

ベンチマーク MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ヘッジ換算ベース)

運用の基本方針 ● マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国・地域の株式等に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。  
※株価指数先物取引等を利用することがあります。  
● 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。  
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。

#### 先進国株インデックスヘッジ無・・・為替ヘッジなし

ベンチマーク MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)

運用の基本方針 ● マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国・地域の株式等に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。  
※株価指数先物取引等を利用することがあります。  
● 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。  
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

### ▶ 新興国株式

#### 新興国株インデックスヘッジ有・・・限定為替ヘッジ

ベンチマーク MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース)

運用の基本方針 ● マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の株式\*、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を対象とする上場投資信託証券(ETF)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。  
\*預託証券(DR)、株式の値動きに連動する有価証券等を含みます。  
※ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券(ETF)、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。  
● 実質組入外貨建資産については、原則として米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。  
※米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。



## 新興国株インデックスヘッジ無・・・為替ヘッジなし

ベンチマーク MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

## 運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の株式\*、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を対象とする上場投資信託証券(ETF)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。  
\*預託証書(DR)、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。  
※ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券(ETF)、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。  
※基準価額は為替変動の影響を受けます。



## 預託証書(DR)とは

Depository Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

## 国内債券

## 日本債インデックス

ベンチマーク NOMURA-BPI(総合)

## 運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として日本の公社債に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

## 先進国債券

## 先進国債インデックスヘッジ有・・・為替ヘッジあり

ベンチマーク FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジベース)

## 運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として外国の国債に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。  
※FTSE世界国債インデックスには、2021年11月より、段階的に中国国債の組入れが開始されています。
- 実質組入外貨建資産については、マザーファンドにおいて、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。  
※完全に為替変動リスクを回避することはできません。

## 先進国債インデックスヘッジ無・・・為替ヘッジなし

ベンチマーク FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

## 運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として外国の国債に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。  
※FTSE世界国債インデックスには、2021年11月より、段階的に中国国債の組入れが開始されています。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。  
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

## ▶ 国内リート

## Jリートインデックス

ベンチマーク 東証REIT指数(配当込み)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として日本の取引所に上場している不動産投資信託(リート)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- ※不動産投資指数先物取引等を利用することがあります。

## ▶ 外国リート

## Gリートインデックスヘッジ有・・・為替ヘッジあり

ベンチマーク S&amp;P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国・地域の取引所に上場している不動産投資信託(リート)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- ※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。

## Gリートインデックスヘッジ無・・・為替ヘッジなし

ベンチマーク S&amp;P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国・地域の取引所に上場している不動産投資信託(リート)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ※基準価額は為替変動の影響を受けず。

## 為替の影響について

### ▶ 為替ヘッジあり

為替ヘッジあり\*

為替変動の影響は限定的

\*為替ヘッジコストがかかります。

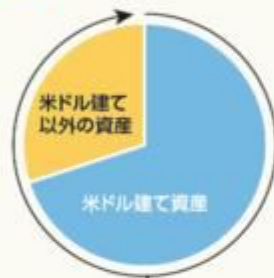
■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行う場合、基準価額への為替変動の影響は小さくなると考えられます。ただし、完全には為替変動リスクを回避することはできません。



為替ヘッジ

為替取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

### ▶ 限定為替ヘッジ



外貨建資産とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引

為替取引後

米ドル建て資産

為替変動リスクは低減されます。

米ドル建て以外の資産

米ドルに対する組入通貨の為替変動の影響を受けます。

■原則として外貨建資産とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。なお、実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

(注)左記は、限定為替ヘッジについて理解を深めていただくためのイメージです。

### ▶ 為替ヘッジなし

為替ヘッジなし

円安の場合(為替差益)  
基準価額にプラス

円高の場合(為替差損)  
基準価額にマイナス

■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行わない場合、基準価額は為替変動の影響を受けます。

## 各ファンドの運用プロセス



\*ユニバースの決定を行わないファンドもあります。

## [ポートフォリオの構築手法]

構築手法	ファンド名
最適化法	日本株インデックス、先進国株インデックスヘッジ有、先進国株インデックスヘッジ無、新興国株インデックスヘッジ有、新興国株インデックスヘッジ無
層化抽出法	日本債インデックス、先進国債インデックスヘッジ有、先進国債インデックスヘッジ無
完全法	Jリートインデックス、Gリートインデックスヘッジ有、Gリートインデックスヘッジ無



## 最適化法とは

計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるように、インデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

## 層化抽出法とは

指数を構成する銘柄をいくつかのグループ(層)に分け、それぞれのグループから代表銘柄を抽出して構成銘柄を選択し、ポートフォリオを構築する方法です。

## 完全法とは

指数を構成するすべての銘柄について、その時価構成比率に合わせて保有し、ポートフォリオを構築する方法です。

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。



## 追加的記載事項

### ●各ファンドがベンチマークとする指数の著作権等について

#### <日本株インデックス、Jリートインデックス>

- TOPIX、東証REIT指数の指数値およびTOPIX、東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社J PX総研または株式会社J PX総研の関連会社(以下「J PX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX、東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX、東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJ PXが有します。
- J PXは、TOPIX、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIX、東証REIT指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- J PXは、TOPIX、東証REIT指数の指数値およびTOPIX、東証REIT指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIX、東証REIT指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- J PXは、TOPIX、東証REIT指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J PXは、TOPIX、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- 当ファンドは、TOPIX、東証REIT指数に連動した投資成果を目標として運用しますが、当ファンドの基準価額とTOPIX、東証REIT指数の指数値の間に乖離が発生する可能性があります。
- 当ファンドは、J PXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- J PXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- J PXは、委託会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIX、東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- 以上の項目に限らず、J PXは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

#### <先進国株インデックスヘッジ有、先進国株インデックスヘッジ無、新興国株インデックスヘッジ有、新興国株インデックスヘッジ無>

MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ヘッジ換算ベース/円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース/円ベース)は、MSCI INC.(以下「MSCI」)が公表する指数(MSCIコクサイインデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス)を委託会社が独自に計算したものです。その指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、当ファンドを同社が保証するものではありません。

当ファンドは、MSCI、その関連会社、情報提供会社またはMSCI INDEXの編集または計算に関連するその他の第三者(総称して「MSCI当事者」)が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。

MSCI INDEXは、MSCIの専有財産です。

MSCIおよびMSCI INDEXの名称は、MSCIもしくはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。

いかなるMSCI当事者も、委託会社、受益者、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、当ファンドへの投資、もしくはMSCI INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。

MSCIもしくは関連会社は、当ファンド、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体とは無関係にMSCIが決定、構成、計算するMSCI INDEXに関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。

いかなるMSCI当事者も、MSCI INDEXについて決定、構成または計算するにあたり、委託会社または受益者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。

いかなるMSCI当事者も、当ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、当ファンドの償還価格および数式の決定および算定に参加しておらず、かつその責任を負いません。

さらに、いかなるMSCI当事者も、当ファンドの運営、マーケティング、またはオファリングに関連して、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。

MSCIは、MSCIが信頼できると考える情報源からMSCI INDEXの算出に使用するための情報を入手するものとしませんが、いずれのMSCI当事者も、MSCI INDEXまたはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。MSCI当事者は、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業者がMSCI INDEXもしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・黙示の保証をしません。

MSCI当事者は、MSCI INDEXもしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。

さらに、MSCI当事者は、いかなる種類の明示・黙示の保証責任も負わず、MSCI INDEXもしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなるMSCI当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、およびその他の損害（逸失利益を含む）について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

#### <日本債インデックス>

NOMURA-BPIIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村証券株式会社に帰属しております。また、野村証券株式会社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

#### <先進国債インデックスヘッジ有、先進国債インデックスヘッジ無>

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース/円ベース）とは、FTSE Fixed income LLCが算出し公表している指数（FTSE世界国債インデックス）をもとに、委託会社が計算したものです。FTSE世界国債インデックスに関する知的所有権その他一切の権利はFTSE Fixed income LLCに帰属します。

また、同社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

#### <Gリートインデックスヘッジ有、Gリートインデックスヘッジ無>

S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース/円換算ベース）は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表する指数（S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み））を基に委託会社が独自に計算した値を用いています。

S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。また、当ファンドを同社が保証するものではありません。

S&P先進国REIT指数は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（SPDJII）の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。Standard & Poor's® およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC（[S&P]）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（[Dow Jones]）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが委託会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJII、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P先進国REIT指数のいかなる過誤、遺漏、または中断に対して一切の責任も負いません。

## （５）【投資制限】

### <更新後>

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

日興FWS・日本株インデックス

イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

ロ 外貨建資産への投資は行いません。

ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。



- 日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）
- イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 日興FWS・日本債インデックス

- イ 株式への投資は、転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ロ 外貨建資産への投資は行いません。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）

#### 日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）

- イ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ロ 国債を除く同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ニ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 日興FWS・Jリートインデックス

- イ 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 株式への投資は行いません。
- ハ 外貨建資産への投資は行いません。
- ニ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りです。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- 日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）  
日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）
- イ 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。  
ロ 株式への投資は行いません。  
ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。  
ニ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。  
ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

##### 日興FWS・日本株インデックス

#### イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ロ 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### ハ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### ニ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### ホ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ヘ 金利先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### ト 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### チ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
- (ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### リ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### ヌ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）

#### イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ロ 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### ハ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### ニ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### ホ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限り

ではありません。

- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- (チ)「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (リ)「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

#### ト 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### チ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### リ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### ヌ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場



合には、制約されることがあります。

#### ル 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ヲ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 日興FWS・日本債インデックス

#### イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ロ 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使による取得に限り、日本の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

#### ハ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの



指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

## 二 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。 )ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。 )。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## ホ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。 )を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。 )が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## ヘ 金利先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### ト 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### チ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### リ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### ヌ 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

#### イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ロ 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### ハ 同一発行体の発行する公社債への投資制限

(イ) 委託会社は、信託財産に属する同一の発行体にかかる公社債(日本および外国の国債証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一発行体にかかる公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 上記(イ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ニ 信用取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合

計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (八) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (二) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### ホ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### ヘ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ト 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日

が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (八) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二) 上記(八)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (リ) 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

#### チ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式

の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### リ 有価証券の空売りの指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### ヌ 有価証券の借入れの指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### ル 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ロ 外国為替予約取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ワ 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資

金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

## 日興FWS・Jリートインデックス

### イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

### ロ 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### ハ 先物取引等の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## 二 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。



(二) 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

#### イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ロ 公社債の借入れの指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### ハ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 二 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### ホ 先物取引等の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### ヘ 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

2．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限



- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）  
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）  
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）  
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（国内株式インデックス・マザーファンド（B号））

（1）投資方針等

イ 基本方針

主として日本の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ハ）株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資

することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

#### 八 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・日本株インデックスが投資対象とする金融商品の各号のうち、第1号から第4号に掲げるものに投資します。

### (3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ロ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ニ) デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

### (外国株式インデックス・マザーファンド)

#### (1) 投資方針等

イ 基本方針

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

(ハ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
5. コマーシャル・ペーパー
6. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
9. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
11. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
12. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

#### 八 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)および日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)が投資対象とする金融商品に同じです。

#### (3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ニ) デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(ホ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

#### (エマーGING株式インデックス・マザーファンド)

##### (1) 投資方針等

イ 基本方針

M S C IエマーGING・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として新興国の株式(預託証券(DR))、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。)、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、MSCIEマーキング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせる運用を行います。
- (ハ) 外貨建資産について円に対する為替ヘッジは原則として行いません。
- (二) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 投資対象

### イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

### ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。)
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

#### 八 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）および日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）が投資対象とする金融商品に同じです。

#### (3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(ニ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(ホ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ヘ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(ト) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

#### (国内債券(NOMURA - BPI)マザーファンド)

##### (1) 投資方針等

イ 基本方針

日本の公社債を中心に投資し、安定した利子等収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として日本の公社債および短期金融資産に投資し、安定した利子等収益および売買益の確保を目指すとともに、NOMURA - BPIの動きに連動する投資成果を目指します。

(ロ) 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

##### (2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです（為替手形を除きます。）。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
  5. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 5の2. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  6. コマーシャル・ペーパー
  7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  8. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
  9. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 八 投資対象とする金融商品
- 前記「2 投資方針 (2) 投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・日本債インデックスが投資対象とする金融商品の各号のうち、第1号から第4号に掲げるものに投資します。

### (3) 投資制限

#### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は行いません。
- (ロ) 外貨建資産への投資は行いません。
- (ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### (ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド)

#### (1) 投資方針等

##### イ 基本方針

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジベース)をベンチマークとし、ベンチマークの動きと連動する投資成果を目指した運用を行います。

##### ロ 投資態度

- (イ) FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジベース)をベンチマークとし、ベンチマークの動きと連動する投資成果を目指します。
- (ロ) ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
- (ハ) ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
- (ニ) 保有する外貨建て資産については、対円での為替のフルヘッジを原則とします。
- (ホ) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

#### (2) 投資対象

##### イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

##### ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

#### 八 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)が投資対象とする金融商品に同じです。

#### (3) 投資制限

##### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。))への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ニ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ホ) 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内と

します。

- (ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ト) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (チ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (リ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

#### (外国債券パッシブ・マザーファンド)

##### (1) 投資方針等

###### イ 基本方針

F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きと連動する投資成果を目指した運用を行います。

###### ロ 投資態度

- (イ) F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きと連動する投資成果を目指します。
- (ロ) ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
- (ハ) ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
- (ニ) 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

##### (2) 投資対象

###### イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

###### ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるもの



をいいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

#### 八 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)が投資対象とする金融商品に同じです。

#### (3) 投資制限

##### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ロ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ハ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ニ) 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ヘ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ト) デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (チ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

#### (Jリート・インデックス・マザーファンド)

## (1) 投資方針等

### イ 基本方針

日本の取引所に上場(上場予定を含みます。)されている不動産投資信託(REIT)を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

### ロ 投資態度

- (イ) 東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- (ロ) 不動産投資信託(REIT)への投資にあたっては、東証REIT指数採用銘柄(採用予定を含みます。)に投資を行うものとします。
- (ハ) 不動産投資信託(REIT)の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 東証REIT指数先物取引等を活用することがあります。このため不動産投資信託への投資総額と東証REIT指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 投資対象

### イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

### ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
5. 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

### ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・Jリートインデックスが投資対象とする金融商品に同じです。

## (3) 投資制限

### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 株式への投資は行いません。
- (ハ) 外貨建資産への投資は行いません。
- (ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ホ) デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## (外国リート・インデックス・マザーファンド)

## (1) 投資方針等

## イ 基本方針

日本を除く世界各国の不動産投資信託(REIT)などを主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

## ロ 投資態度

(イ) S & P 先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

(ロ) 不動産投資信託(REIT)などへの投資にあたっては、S & P 先進国REIT指数(除く日本)採用銘柄(採用予定を含みます。)に投資を行うものとします。

(ハ) 不動産投資信託(REIT)の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ニ) 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行わないものとします。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 投資対象

## イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーフンドが投資対象とする資産の種類に同じです(デリバティブ取引にかかる権利を除きます。)

## ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

## ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)および日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)が投資対象とする金融商品に同じです。

## (3) 投資制限

## イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(ロ) 株式への投資は行いません。

(ハ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ホ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と

同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

### 3【投資リスク】

<更新後>

#### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

各ファンドの主要なリスクは以下の通りです。内容につきましては、後掲をご覧ください。

ファンド名	価格変動リスク			信用 リスク	為替変動リスク			カント リー リスク	流動性 リスク
	株式市 場 リスク	債券市 場 リスク	不動産 投資信 託 (リー ト) に關す る リスク		為替 ヘッジ あり	限定 為替 ヘッジ	為替 ヘッジ なし		
日本株インデックス									
先進国株インデックスヘッジ有									
先進国株インデックスヘッジ無									
新興国株インデックスヘッジ有									
新興国株インデックスヘッジ無									
日本債インデックス									
先進国債インデックスヘッジ有									
先進国債インデックスヘッジ無									
Jリートインデックス									
Gリートインデックスヘッジ有									
Gリートインデックスヘッジ無									

### （イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### （ロ）債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

### （ハ）不動産投資信託（リート）に関するリスク

リーツの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリーツの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリーツの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### （ニ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

### （ホ）為替変動リスク

#### （為替ヘッジあり）

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

原則として対円で為替ヘッジを行うため為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、「先進国株インデックスヘッジ有」および「Gリートインデックスヘッジ有」については、一部の通貨建資産について為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。

#### （限定為替ヘッジ）

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

「新興国株インデックスヘッジ有」については、外貨建資産とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。したがって、米ドル建て資産については、為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。また、実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

なお、円金利が米ドルの金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

#### （為替ヘッジなし）

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

### （ヘ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きい

ことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

#### (ト)流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、海外の取引所によっては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置がとられることがあり、そのような場合には一般社団法人投資信託協会規則もしくは委託会社の社内ルールに従って、当該有価証券の評価を行います。

#### (チ)対象インデックスの動きと連動しない要因

各ファンドは、特定の指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、各対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
- ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

#### (リ)外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

#### (ヌ)ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

#### (ル)換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

#### (ロ)収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### □ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。



リスク管理担当は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にはリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。



### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

#### ■先進国株インデックスヘッジ無（ベンチマーク:MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース））



### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



#### ■新興国株インデックスヘッジ有（ベンチマーク:MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース））



#### ■新興国株インデックスヘッジ無（ベンチマーク:MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース））



※ファンド設定から1年未満のため、年間騰落率はベンチマークのデータを表示しております。

※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンド設定から1年未満のため、騰落率はベンチマークのデータをもとに計算しております。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

#### ■日本債インデックス（ベンチマーク：NOMURA-BPI（総合））



2017/2 2018/2 2019/2 2020/2 2021/2 (年/月)

### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



#### ■先進国債インデックスヘッジ有（ベンチマーク：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース））



2017/2 2018/2 2019/2 2020/2 2021/2 (年/月)



#### ■先進国債インデックスヘッジ無（ベンチマーク：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース））



2017/2 2018/2 2019/2 2020/2 2021/2 (年/月)



※ファンド設定から1年未満のため、年間騰落率はベンチマークのデータを表示しております。

※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンド設定から1年未満のため、騰落率はベンチマークのデータをもとに計算しております。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

### ■Jリートインデックス（ベンチマーク：東証REIT指数（配当込み））



### ■Gリートインデックスヘッジ有（ベンチマーク：S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース））



### ■Gリートインデックスヘッジ無（ベンチマーク：S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース））



※ファンド設定から1年未満のため、年間騰落率はベンチマークのデータを表示しております。

※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンド設定から1年未満のため、騰落率はベンチマークのデータをもとに計算しております。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



## 各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

## (5)【課税上の取扱い】

<更新後>

## イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

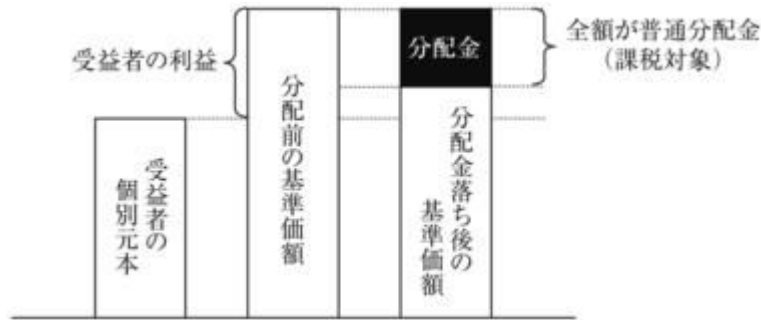
## ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

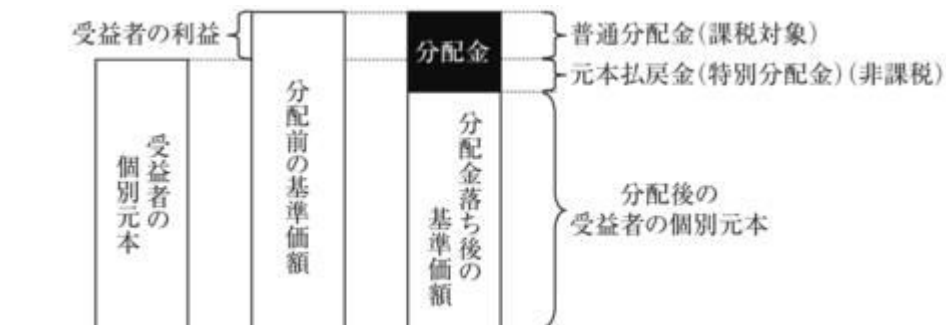
## ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

## 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

### (イ) 個人の受益者に対する課税

#### ・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

#### ・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

### (ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、「日本株インデックス」は、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。その他のファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2022年1月末現在の情報をもとに作成  
しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

<更新後>

### (1)【投資状況】

#### 日興FWS・日本株インデックス

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,548,876,623	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	378,184	0.02
合計(純資産総額)		1,548,498,439	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

#### 日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	767,973,572	100.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	647,144	0.08
合計(純資産総額)		767,326,428	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	-	760,992,072	99.17

#### 日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,537,563,404	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	630,736	0.02
合計(純資産総額)		2,536,932,668	100.00

#### 日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
-------	------	-------------	-------------

親投資信託受益証券	日本	611,004,072	100.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,635,501	0.76
合計(純資産総額)		606,368,571	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	-	617,617,253	101.86

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,014,937,806	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	387,889	0.04
合計(純資産総額)		1,014,549,917	100.00

日興FWS・日本債インデックス

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,651,972,669	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	620,173	0.02
合計(純資産総額)		2,651,352,496	100.00

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	493,300,813	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	113,108	0.02
合計(純資産総額)		493,187,705	100.00

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	385,683,465	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	95,117	0.02
合計(純資産総額)		385,588,348	100.00

## 日興FWS・Jリートインデックス

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	394,780,425	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	109,009	0.03
合計（純資産総額）		394,671,416	100.00

## 日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	153,184,744	100.19
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	285,499	0.19
合計（純資産総額）		152,899,245	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	-	152,618,655	99.82

## 日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	406,108,277	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	125,023	0.03
合計（純資産総額）		405,983,254	100.00

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 日興FWS・日本株インデックス

## イ 主要投資銘柄

2022年1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式イン デックス・マ ザーファンド (B号)	488,173,419	3.3355	1,628,306,194	3.1728	1,548,876,623	100.02

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## □ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

## イ 主要投資銘柄

2022年1月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	136,020,824	5.8398	794,338,501	5.6460	767,973,572	100.08

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## □ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.08
合計	100.08

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)

## イ 主要投資銘柄

2022年1月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	449,444,457	5.8638	2,635,439,566	5.6460	2,537,563,404	100.02

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## □ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)

## イ 主要投資銘柄

2022年1月31日現在



国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	エマージング株 式インデック ス・マザーファ ンド	367,565,465	1.7196	632,079,212	1.6623	611,004,072	100.76

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.76
合計	100.76

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

イ 主要投資銘柄

2022年1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	エマージング株 式インデック ス・マザーファ ンド	610,562,357	1.7301	1,056,318,326	1.6623	1,014,937,806	100.04

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

日興FWS・日本債インデックス

イ 主要投資銘柄

2022年1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券( NO MURA - B P I ) マザーファ ンド	1,892,373,819	1.4122	2,672,488,614	1.4014	2,651,972,669	100.02

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

## 日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

## イ 主要投資銘柄

2022年1月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	334,305,241	1.5039	502,761,125	1.4756	493,300,813	100.02

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## ロ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

## 日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

## イ 主要投資銘柄

2022年1月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	196,576,690	1.9920	391,582,772	1.9620	385,683,465	100.02

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## ロ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

## 日興FWS・Jリートインデックス

## イ 主要投資銘柄

2022年1月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
------	----	-----	----	---------	---------	----------	--------	---------

日本	親投資 信託受 益証券	Jリート・イン デックス・マ ザーファンド	152,784,715	2.7027	412,926,835	2.5839	394,780,425	100.03
----	-------------------	-----------------------------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	--------

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

イ 主要投資銘柄

2022年1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	外国リート・イ ンデックス・マ ザーファンド	54,912,799	2.8260	155,186,057	2.7896	153,184,744	100.19

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.19
合計	100.19

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)

イ 主要投資銘柄

2022年1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	外国リート・イ ンデックス・マ ザーファンド	145,579,394	2.8291	411,858,576	2.7896	406,108,277	100.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

## 【投資不動産物件】

日興FWS・日本株インデックス

該当事項はありません。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

日興FWS・日本債インデックス

該当事項はありません。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

日興FWS・Jリートインデックス

該当事項はありません。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

日興FWS・日本株インデックス

該当事項はありません。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

2022年1月31日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	4,960,933.87	568,465,021	572,573,126	74.62
	ユーロ	売建	596,590.92	78,219,525	76,771,466	10.01
	イギリス・ポンド	売建	234,707.24	36,815,846	36,299,139	4.73
	カナダ・ドル	売建	308,483.41	28,253,888	27,891,309	3.63
	スイス・フラン	売建	189,330.98	23,744,721	23,482,986	3.06
	オーストラリア・ドル	売建	189,973.78	15,841,755	15,343,098	2.00
	スウェーデン・クローナ	売建	705,598.45	9,037,640	8,630,948	1.12

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

2022年1月31日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	5,351,208.79	613,204,735	617,617,253	101.86

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

日興FWS・日本債インデックス

該当事項はありません。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

日興FWS・Jリートインデックス

該当事項はありません。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

2022年1月31日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	1,017,734.68	116,613,824	117,463,272	76.82
	オーストラリア・ドル	売建	123,358.61	10,282,010	9,962,971	6.52
	イギリス・ポンド	売建	57,946.66	9,088,197	8,961,861	5.86
	ユーロ	売建	48,707.75	6,387,317	6,267,888	4.10
	シンガポール・ドル	売建	56,475.92	4,806,803	4,806,704	3.14
	カナダ・ドル	売建	32,250.07	2,953,532	2,915,866	1.91
	香港・ドル	売建	151,336.21	2,225,017	2,240,093	1.47

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

日興FWS・日本株インデックス

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2021年 8月末日	1,010,113	-	10,101	-
9月末日	1,054,043	-	10,540	-
10月末日	438,384,421	-	10,361	-
11月末日	966,308,672	-	9,977	-
12月末日	1,471,901,222	-	10,322	-
2022年 1月末日	1,548,498,439	-	9,821	-



## 日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2021年 8月末日	1,024,095	-	10,241	-
9月末日	986,030	-	9,860	-
10月末日	157,238,542	-	10,319	-
11月末日	397,480,514	-	10,343	-
12月末日	746,827,048	-	10,619	-
2022年 1月末日	767,326,428	-	9,872	-

## 日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2021年 8月末日	1,027,529	-	10,275	-
9月末日	1,003,594	-	10,036	-
10月末日	613,151,364	-	10,721	-
11月末日	1,643,924,667	-	10,664	-
12月末日	2,408,203,318	-	11,093	-
2022年 1月末日	2,536,932,668	-	10,312	-

## 日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2021年 8月末日	1,002,212	-	10,022	-
9月末日	974,592	-	9,746	-
10月末日	115,121,607	-	9,949	-
11月末日	316,607,144	-	9,468	-
12月末日	527,537,051	-	9,465	-
2022年 1月末日	606,368,571	-	9,244	-

## 日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2021年 8月末日	1,007,618	-	10,076	-
9月末日	998,520	-	9,985	-
10月末日	220,641,827	-	10,341	-
11月末日	600,652,022	-	9,848	-

12月末日	893,704,383	-	9,963	-
2022年 1月末日	1,014,549,917	-	9,766	-

## 日興FWS・日本債インデックス

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2021年 8月末日	998,859	-	9,989	-
9月末日	995,318	-	9,953	-
10月末日	999,196,012	-	9,930	-
11月末日	1,875,741,558	-	9,952	-
12月末日	2,480,389,637	-	9,927	-
2022年 1月末日	2,651,352,496	-	9,856	-

## 日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2021年 8月末日	998,341	-	9,983	-
9月末日	982,579	-	9,826	-
10月末日	83,735,106	-	9,790	-
11月末日	263,605,861	-	9,841	-
12月末日	454,335,739	-	9,747	-
2022年 1月末日	493,187,705	-	9,624	-

## 日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2021年 8月末日	997,291	-	9,973	-
9月末日	990,491	-	9,905	-
10月末日	114,718,669	-	10,087	-
11月末日	253,457,612	-	9,966	-
12月末日	353,165,417	-	10,023	-
2022年 1月末日	385,588,348	-	9,849	-

## 日興FWS・Jリートインデックス

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2021年 8月末日	1,002,017	-	10,020	-

9月末日	970,964	-	9,710	-
10月末日	120,686,454	-	9,776	-
11月末日	255,037,898	-	9,368	-
12月末日	379,066,405	-	9,691	-
2022年 1月末日	394,671,416	-	9,166	-

## 日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2021年 8月末日	1,011,314	-	10,113	-
9月末日	973,633	-	9,736	-
10月末日	31,211,949	-	10,315	-
11月末日	82,290,977	-	10,329	-
12月末日	139,603,029	-	10,847	-
2022年 1月末日	152,899,245	-	10,083	-

## 日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2021年 8月末日	1,015,416	-	10,154	-
9月末日	992,176	-	9,922	-
10月末日	110,340,228	-	10,729	-
11月末日	250,046,670	-	10,667	-
12月末日	379,924,154	-	11,356	-
2022年 1月末日	405,983,254	-	10,562	-

## 【分配の推移】

## 日興FWS・日本株インデックス

該当事項はありません。

## 日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

該当事項はありません。

## 日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

日興FWS・日本債インデックス

該当事項はありません。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

日興FWS・Jリートインデックス

該当事項はありません。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

#### 【収益率の推移】

日興FWS・日本株インデックス

該当事項はありません。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)

該当事項はありません。

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

日興FWS・日本債インデックス

該当事項はありません。

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

該当事項はありません。

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

日興FWS・Jリートインデックス

該当事項はありません。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

該当事項はありません。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

#### (4)【設定及び解約の実績】

日興FWS・日本株インデックス

該当事項はありません。

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

該当事項はありません。

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)

該当事項はありません。

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

日興FWS・日本債インデックス

該当事項はありません。

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

該当事項はありません。

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

日興FWS・Jリートインデックス

該当事項はありません。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

該当事項はありません。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

(参考)

(1) 投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)



株式	日本	196,442,291,350	98.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,160,391,625	1.58
合計（純資産総額）		199,602,682,975	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	3,189,480,000	1.60
合計	買建	-	3,189,480,000	1.60

#### 外国株式インデックス・マザーファンド

2022年1月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	234,457,443,490	67.18
	イギリス	15,065,783,409	4.32
	カナダ	12,546,991,914	3.59
	スイス	11,362,872,656	3.26
	フランス	11,024,534,548	3.16
	ドイツ	9,047,871,278	2.59
	オランダ	6,393,878,331	1.83
	アイルランド	6,191,991,745	1.77
	オーストラリア	5,891,979,185	1.69
	スウェーデン	3,524,952,197	1.01
	デンマーク	2,523,524,606	0.72
	スペイン	2,416,806,290	0.69
	香港	2,193,894,726	0.63
	イタリア	1,933,308,176	0.55
	ジャージー	1,297,906,355	0.37
	フィンランド	1,270,276,916	0.36
	シンガポール	1,022,972,963	0.29
	ベルギー	831,740,967	0.24
	バミューダ	730,619,549	0.21
	イスラエル	709,672,247	0.20
	ノルウェー	701,212,283	0.20
	ケイマン諸島	640,793,032	0.18
	オランダ領キュラソー	336,421,934	0.10
	ルクセンブルグ	282,022,380	0.08
	ニュージーランド	254,947,496	0.07
	オーストリア	250,671,874	0.07
ポルトガル	162,364,027	0.05	
パナマ	105,456,670	0.03	
リベリア	102,284,780	0.03	
マン島	70,205,406	0.02	
小計		333,345,401,430	95.51

投資証券	アメリカ	6,899,667,785	1.98
	オーストラリア	727,195,716	0.21
	イギリス	222,171,941	0.06
	香港	161,918,618	0.05
	フランス	157,229,809	0.05
	シンガポール	130,806,411	0.04
	カナダ	34,438,152	0.01
	小計	8,333,428,432	2.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	7,343,635,174	2.10
合計(純資産総額)		349,022,465,036	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	イギリス	206,379,460	0.06
株価指数先物取引	買建	ドイツ	690,273,766	0.20
株価指数先物取引	買建	アメリカ	3,497,746,863	1.00
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	237,299,328	0.07
合計	買建	-	4,631,699,417	1.33
種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	1,718,151,042	0.49
為替予約取引	売建	-	2,896,507,638	0.83

#### エマージング株式インデックス・マザーファンド

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	ケイマン諸島	2,707,541,402	13.68
	台湾	2,325,214,690	11.75
	インド	1,836,711,627	9.28
	韓国	1,738,048,074	8.78
	中国	994,688,766	5.03
	ブラジル	656,032,350	3.32
	南アフリカ	478,340,762	2.42
	タイ	252,544,039	1.28
	インドネシア	226,035,473	1.14
	メキシコ	217,425,723	1.10
	マレーシア	202,989,298	1.03
	香港	171,079,643	0.86
	フィリピン	108,952,692	0.55
	ポーランド	103,580,464	0.52
	バミューダ	73,454,007	0.37
	チリ	60,491,270	0.31
	アメリカ	47,709,493	0.24
	ハンガリー	36,703,916	0.19
	ギリシャ	33,022,134	0.17
	トルコ	32,692,346	0.17

	コロンビア	27,104,557	0.14
	チェコ	20,670,097	0.10
	エジプト	12,642,741	0.06
	ルクセンブルグ	11,601,135	0.06
	マン島	4,482,838	0.02
	シンガポール	3,395,192	0.02
	ペルー	2,693,235	0.01
	小計	12,385,847,964	62.60
投資信託受益証券	香港	756,936,083	3.83
投資証券	アメリカ	1,395,849,001	7.05
	メキシコ	69,317,586	0.35
	ブラジル	26,601,492	0.13
	南アフリカ	6,085,217	0.03
	小計	1,497,853,296	7.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	5,146,476,949	26.00
合計(純資産総額)		19,787,114,292	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	5,163,317,203	26.09
合計	買建	-	5,163,317,203	26.09
種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	4,204,300,478	21.25
為替予約取引	売建	-	305,283,911	1.54

#### 国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンド

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	94,119,418,050	78.99
地方債証券	日本	10,024,664,850	8.41
特殊債券	日本	9,323,017,937	7.82
社債券	日本	4,951,071,100	4.16
	フランス	100,478,000	0.08
	小計	5,051,549,100	4.24
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	637,952,253	0.54
合計(純資産総額)		119,156,602,190	100.00

#### ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	10,373,111,162	46.83
	フランス	2,131,847,605	9.62
	イタリア	1,900,586,903	8.58
	ドイツ	1,563,261,715	7.06

イギリス	1,267,549,804	5.72	
スペイン	1,240,707,441	5.60	
ベルギー	479,317,715	2.16	
カナダ	433,291,230	1.96	
オランダ	409,712,186	1.85	
オーストラリア	341,001,040	1.54	
オーストリア	297,159,105	1.34	
シンガポール	204,954,874	0.93	
中国	202,580,075	0.91	
アイルランド	165,985,771	0.75	
メキシコ	154,892,292	0.70	
フィンランド	128,422,120	0.58	
ポーランド	105,138,108	0.47	
デンマーク	95,474,569	0.43	
イスラエル	95,236,027	0.43	
スウェーデン	61,199,341	0.28	
ノルウェー	52,994,630	0.24	
小計	21,704,423,713	97.98	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	447,978,024	2.02
合計(純資産総額)		22,152,401,737	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	-	21,989,732,385	99.27

#### 外国債券パッシブ・マザーファンド

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	76,136,170,963	47.43
	フランス	15,640,799,644	9.74
	イタリア	13,823,785,709	8.61
	ドイツ	11,457,089,435	7.14
	イギリス	9,307,678,947	5.80
	スペイン	9,173,954,241	5.71
	ベルギー	3,516,803,054	2.19
	カナダ	3,170,179,686	1.97
	オランダ	2,993,140,964	1.86
	オーストラリア	2,501,829,059	1.56
	オーストリア	2,224,047,960	1.39
	中国	1,440,342,677	0.90
	アイルランド	1,291,297,633	0.80
	メキシコ	1,137,782,369	0.71
	フィンランド	911,958,162	0.57
	マレーシア	796,956,254	0.50
	ポーランド	769,758,505	0.48

	シンガポール	713,922,038	0.44
	イスラエル	704,458,784	0.44
	デンマーク	701,861,286	0.44
	スウェーデン	450,567,325	0.28
	ノルウェー	386,881,234	0.24
	小計	159,251,265,929	99.21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,273,816,553	0.79
合計(純資産総額)		160,525,082,482	100.00

## Jリート・インデックス・マザーファンド

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	9,264,904,400	98.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	148,389,656	1.58
合計(純資産総額)		9,413,294,056	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
リート指数先物取引	買建	日本	38,690,000	0.41
合計	買建	-	38,690,000	0.41

## 外国リート・インデックス・マザーファンド

2022年1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	14,457,987,884	76.15
	オーストラリア	1,192,485,965	6.28
	イギリス	1,055,040,743	5.56
	シンガポール	601,696,473	3.17
	カナダ	361,857,486	1.91
	フランス	352,710,426	1.86
	香港	269,031,869	1.42
	ベルギー	242,520,621	1.28
	スペイン	76,670,341	0.40
	ニュージーランド	70,360,122	0.37
	ガーンジー	37,890,626	0.20
	オランダ	33,538,143	0.18
	韓国	30,479,938	0.16
	ドイツ	25,556,413	0.13
	アイルランド	19,916,872	0.10
	イスラエル	14,895,033	0.08
	イタリア	4,375,178	0.02
小計	18,847,014,133	99.27	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	138,057,292	0.73

合計(純資産総額)	18,985,071,425	100.00
-----------	----------------	--------

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	46,373,166	0.24
為替予約取引	売建	-	1,950,698	0.01

## (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2022年1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3,839,000	2,006.21	7,701,823,948	2,245.50	8,620,474,500	4.32
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	474,800	13,806.58	6,555,362,759	12,720.00	6,039,456,000	3.03
日本	株式	キーエンス	電気機器	68,700	70,247.76	4,826,021,196	58,230.00	4,000,401,000	2.00
日本	株式	三菱UFJ フィナンシャルG	銀行業	4,689,100	603.25	2,828,676,340	691.10	3,240,637,010	1.62
日本	株式	リクルート ホールディングス	サービス業	558,700	6,883.64	3,845,891,801	5,595.00	3,125,926,500	1.57
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	48,100	59,787.40	2,875,773,797	54,730.00	2,632,513,000	1.32
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	777,600	3,127.20	2,431,710,388	3,267.00	2,540,419,200	1.27
日本	株式	信越化学	化学	127,400	19,013.27	2,422,290,521	19,040.00	2,425,696,000	1.22
日本	株式	任天堂	その他製品	42,800	50,222.33	2,149,515,626	56,160.00	2,403,648,000	1.20
日本	株式	ダイキン工業	機械	96,500	23,230.58	2,241,750,511	23,825.00	2,299,112,500	1.15
日本	株式	ソフトバンク グループ	情報・通信業	446,100	6,002.34	2,677,643,759	5,011.00	2,235,407,100	1.12
日本	株式	HOYA	精密機器	147,900	17,973.11	2,658,222,732	14,755.00	2,182,264,500	1.09
日本	株式	三菱商事	卸売業	559,000	3,401.54	1,901,462,957	3,877.00	2,167,243,000	1.09
日本	株式	日立	電気機器	364,500	6,676.95	2,433,747,791	5,939.00	2,164,765,500	1.08
日本	株式	三井住友フィナンシャルG	銀行業	517,400	3,713.39	1,921,310,110	4,113.00	2,128,066,200	1.07
日本	株式	本田技研	輸送用機器	596,400	3,106.34	1,852,620,431	3,354.00	2,000,325,600	1.00
日本	株式	日本電産	電気機器	196,500	12,975.09	2,549,605,317	10,090.00	1,982,685,000	0.99
日本	株式	武田薬品	医薬品	595,600	3,036.37	1,808,461,268	3,328.00	1,982,156,800	0.99
日本	株式	KDDI	情報・通信業	542,100	3,304.38	1,791,304,572	3,645.00	1,975,954,500	0.99
日本	株式	伊藤忠	卸売業	521,700	3,269.43	1,705,660,330	3,667.00	1,913,073,900	0.96
日本	株式	村田製作所	電気機器	222,600	8,393.63	1,868,421,755	8,539.00	1,900,781,400	0.95
日本	株式	オリエンタル ランド	サービス業	85,600	17,880.03	1,530,530,974	19,880.00	1,701,728,000	0.85
日本	株式	東京海上HD	保険業	246,300	5,734.25	1,412,346,578	6,830.00	1,682,229,000	0.84

日本	株式	三井物産	卸売業	579,400	2,561.27	1,483,998,843	2,853.50	1,653,317,900	0.83
日本	株式	セブン&アイ・HLDGS	小売業	292,000	4,573.90	1,335,579,758	5,593.00	1,633,156,000	0.82
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	1,126,400	1,559.80	1,756,954,260	1,434.00	1,615,257,600	0.81
日本	株式	第一三共	医薬品	595,600	2,822.58	1,681,126,668	2,565.00	1,527,714,000	0.77
日本	株式	ファナック	電気機器	66,500	22,292.44	1,482,447,533	22,460.00	1,493,590,000	0.75
日本	株式	みずほフィナンシャルG	銀行業	956,400	1,405.36	1,344,090,975	1,550.00	1,482,420,000	0.74
日本	株式	デンソー	輸送用機器	166,800	8,351.13	1,392,969,080	8,494.00	1,416,799,200	0.71

□ 種類別・業種別投資比率

2022年1月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式(国内)	水産・農林業	0.09
	鉱業	0.27
	建設業	2.24
	食料品	3.33
	繊維製品	0.48
	パルプ・紙	0.22
	化学	6.61
	医薬品	4.69
	石油・石炭製品	0.43
	ゴム製品	0.70
	ガラス・土石製品	0.77
	鉄鋼	0.76
	非鉄金属	0.77
	金属製品	0.60
	機械	5.31
	電気機器	18.01
	輸送用機器	8.58
	精密機器	2.65
	その他製品	2.27
	電気・ガス業	1.10
	陸運業	2.95
	海運業	0.54
	空運業	0.40
	倉庫・運輸関連業	0.17
	情報・通信業	7.74
	卸売業	5.48
	小売業	4.16
銀行業	5.25	
証券、商品先物取引業	0.75	
保険業	2.23	
その他金融業	1.17	



	不動産業	1.93
	サービス業	5.75
合計		98.42

## 外国株式インデックス・マザーファンド

## イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2022年1月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	900,643	18,520.46	16,680,324,003	19,662.90	17,709,248,921	5.07
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	389,149	38,845.70	15,116,763,568	35,585.53	13,848,075,126	3.97
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	24,855	410,787.20	10,210,115,877	332,416.41	8,262,209,781	2.37
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	16,412	335,907.10	5,512,907,407	307,880.79	5,052,939,505	1.45
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	15,698	337,316.08	5,295,187,836	307,738.80	4,830,883,644	1.38
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	130,127	39,015.23	5,076,935,267	34,829.40	4,532,245,646	1.30
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	45,934	130,947.00	6,014,919,455	97,702.64	4,487,873,249	1.29
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	136,508	38,439.78	5,247,337,532	26,366.50	3,599,237,635	1.03
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	143,947	18,463.32	2,657,739,576	19,831.44	2,854,675,948	0.82

アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	51,407	52,224.89	2,684,725,031	53,801.97	2,765,797,686	0.79
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	163,158	18,608.42	3,036,113,090	16,924.66	2,761,393,415	0.79
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	72,405	32,591.61	2,359,795,592	36,121.18	2,615,353,748	0.75
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	132,439	17,214.29	2,279,842,899	18,528.12	2,453,845,684	0.70
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	57,649	46,956.43	2,706,991,519	42,313.38	2,439,323,905	0.70
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	92,369	22,685.02	2,095,392,888	26,320.32	2,431,181,638	0.70
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	153,567	14,897.39	2,287,746,996	14,639.44	2,248,134,882	0.64
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	414,671	5,259.68	2,181,036,861	5,295.23	2,195,779,480	0.63
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・サービス	48,256	37,317.53	1,800,794,704	44,156.95	2,130,837,991	0.61
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	231,724	7,109.86	1,647,525,881	8,690.32	2,013,756,453	0.58
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	305,400	6,054.05	1,848,906,184	6,271.86	1,915,424,578	0.55
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	38,499	44,348.08	1,707,356,554	44,075.80	1,696,874,224	0.49
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	22,612	90,586.74	2,048,347,275	72,834.43	1,646,932,040	0.47

アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	106,147	13,261.27	1,407,644,198	15,077.62	1,600,443,960	0.46
アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・娯楽	99,447	17,065.86	1,697,148,121	16,003.45	1,591,494,813	0.46
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	225,164	6,308.17	1,420,373,760	7,023.37	1,581,409,992	0.45
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	26,092	79,238.62	2,067,494,031	59,816.39	1,560,729,258	0.45
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	96,997	13,515.63	1,310,975,280	15,921.48	1,544,336,261	0.44
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	75,835	18,959.49	1,437,793,269	19,933.02	1,511,620,935	0.43
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	231,143	6,441.17	1,488,830,556	6,419.62	1,483,849,855	0.43
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	22,497	65,276.26	1,468,519,990	64,657.94	1,454,609,766	0.42

□ 種類別・業種別投資比率

2022年1月31日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（外国）	エネルギー	3.99
	素材	4.11
	資本財	5.98
	商業・専門サービス	1.18
	運輸	1.88
	自動車・自動車部品	2.25
	耐久消費財・アパレル	1.80
	消費者サービス	1.77
	小売	5.09
	食品・生活必需品小売り	1.41
	食品・飲料・タバコ	3.89
	家庭用品・パーソナル用品	1.74

	ヘルスケア機器・サービス	4.55
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.87
	銀行	6.29
	各種金融	4.74
	保険	3.01
	不動産	0.39
	ソフトウェア・サービス	11.45
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.59
	半導体・半導体製造装置	4.66
	電気通信サービス	1.51
	公益事業	2.86
	メディア・娯楽	6.53
投資証券	-	2.39
合計		97.90

## エマージング株式インデックス・マザーファンド

## イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2022年1月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	411,000	2,462.18	1,011,954,091	2,637.30	1,083,930,793	5.48
香港	投資信託受益証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	-	901,400	896.2996	807,924,453	839.7338	756,936,083	3.83
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	96,300	6,642.15	639,639,021	6,812.60	656,053,380	3.32
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	79,880	6,902.06	551,336,281	7,014.81	560,343,022	2.83
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	-	104,586	4,562.83	477,207,622	5,162.48	539,922,798	2.73
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI RUSSIA ETF	-	108,054	5,148.31	556,295,566	4,400.57	475,499,493	2.40
ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	小売	253,800	1,918.42	486,895,721	1,629.10	413,465,580	2.09
ケイマン諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	小売	68,500	3,608.65	247,192,661	3,080.48	211,012,880	1.07
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	47,846	3,784.48	181,072,279	3,620.57	173,229,672	0.88
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI UAE ETF	-	85,422	1,888.58	161,325,907	1,946.32	166,258,410	0.84

インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	56,914	2,634.04	149,913,861	2,613.61	148,750,999	0.75
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	1,610,000	75.16	121,006,979	88.27	142,110,836	0.72
ケイマン諸島	株式	JD.COM INC - CL A	小売	33,485	4,958.90	166,048,818	3,939.46	131,912,818	0.67
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI QATAR ETF	-	48,609	2,333.51	113,429,651	2,530.44	123,002,391	0.62
ブラジル	株式	VALE SA	素材	67,788	1,496.52	101,446,044	1,794.59	121,651,711	0.61
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	28,669	4,203.25	120,502,846	3,900.58	111,825,584	0.57
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	25,000	4,255.77	106,394,266	4,457.70	111,442,562	0.56
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	9,135	11,066.23	101,090,022	11,531.85	105,343,449	0.53
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	85,666	1,114.99	95,516,896	1,210.78	103,722,893	0.52
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	106,500	818.77	87,198,924	896.75	95,503,395	0.48
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	-	22,739	3,978.61	90,469,512	4,009.23	91,165,908	0.46
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェア・サービス	15,447	5,442.95	84,077,180	5,719.58	88,350,313	0.45
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	208,800	429.31	89,639,898	422.96	88,314,757	0.45
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	13,861	6,261.63	86,792,511	6,344.91	87,946,797	0.44
ケイマン諸島	株式	BAIDU INC - SPON ADR	メディア・娯楽	4,645	17,344.08	80,563,231	16,915.42	78,572,140	0.40
ケイマン諸島	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	33,500	2,610.72	87,459,084	2,200.77	73,725,661	0.37
ケイマン諸島	株式	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	60,500	1,576.11	95,354,473	1,100.38	66,573,171	0.34
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	942,000	61.53	57,958,297	69.31	65,290,773	0.33

南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	小売	3,637	18,224.44	66,282,295	17,372.68	63,184,451	0.32
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK-H	銀行	65,000	901.31	58,585,304	963.39	62,620,382	0.32

□ 種類別・業種別投資比率

2022年1月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式(外国)	エネルギー	2.70
	素材	4.80
	資本財	1.72
	商業・専門サービス	0.07
	運輸	1.16
	自動車・自動車部品	2.38
	耐久消費財・アパレル	1.13
	消費者サービス	0.66
	小売	5.12
	食品・生活必需品小売り	0.81
	食品・飲料・タバコ	1.90
	家庭用品・パーソナル用品	0.64
	ヘルスケア機器・サービス	0.57
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.82
	銀行	8.13
	各種金融	1.52
	保険	1.94
	不動産	1.24
	ソフトウェア・サービス	1.95
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.15
半導体・半導体製造装置	7.65	
電気通信サービス	1.70	
公益事業	1.57	
メディア・娯楽	5.27	
投資信託受益証券	-	3.83
投資証券	-	7.57
合計		73.99

国内債券(NOMURA - BPI)マザーファンド

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2022年1月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	149 5年国債	1,500,000,000	100.45	1,506,690,200	100.14	1,502,085,000	0.005	2026/09/20	1.26
日本	国債 証券	146 5年国債	1,320,000,000	100.90	1,331,880,000	100.56	1,327,431,600	0.100	2025/12/20	1.11

日本	国債証券	144 5年国債	1,220,000,000	100.92	1,231,224,000	100.54	1,226,612,400	0.100	2025/06/20	1.03
日本	国債証券	344 10年国債	1,150,000,000	101.05	1,162,075,000	100.58	1,156,658,500	0.100	2026/09/20	0.97
日本	国債証券	136 5年国債	1,150,000,000	100.44	1,155,048,500	100.23	1,152,691,000	0.100	2023/06/20	0.97
日本	国債証券	358 10年国債	1,110,000,000	101.03	1,121,382,900	100.28	1,113,141,300	0.100	2030/03/20	0.93
日本	国債証券	141 5年国債	1,090,000,000	100.73	1,097,989,700	100.40	1,094,305,500	0.100	2024/09/20	0.92
日本	国債証券	360 10年国債	1,080,000,000	100.79	1,088,498,800	100.04	1,080,453,600	0.100	2030/09/20	0.91
日本	国債証券	361 10年国債	1,070,000,000	100.66	1,077,062,000	99.91	1,069,058,400	0.100	2030/12/20	0.90
日本	国債証券	359 10年国債	1,050,000,000	100.89	1,059,354,000	100.17	1,051,743,000	0.100	2030/06/20	0.88
日本	国債証券	138 5年国債	980,000,000	100.58	985,635,000	100.31	983,038,000	0.100	2023/12/20	0.82
日本	国債証券	148 5年国債	980,000,000	100.48	984,718,000	100.18	981,715,000	0.005	2026/06/20	0.82
日本	国債証券	356 10年国債	975,000,000	101.11	985,822,500	100.42	979,075,500	0.100	2029/09/20	0.82
日本	国債証券	364 10年国債	980,000,000	100.31	983,042,900	99.48	974,874,600	0.100	2031/09/20	0.82
日本	国債証券	137 5年国債	970,000,000	100.51	974,908,200	100.28	972,686,900	0.100	2023/09/20	0.82
日本	国債証券	362 10年国債	960,000,000	100.56	965,409,500	99.77	957,830,400	0.100	2031/03/20	0.80
日本	国債証券	423 2年国債	925,000,000	100.23	927,136,750	100.09	925,860,250	0.005	2023/04/01	0.78
日本	国債証券	347 10年国債	915,000,000	101.21	926,034,900	100.62	920,663,850	0.100	2027/06/20	0.77
日本	国債証券	328 10年国債	900,000,000	101.25	911,232,000	100.76	906,858,000	0.600	2023/03/20	0.76
日本	国債証券	363 10年国債	910,000,000	100.60	915,450,900	99.63	906,623,900	0.100	2031/06/20	0.76
日本	国債証券	342 10年国債	900,000,000	101.00	909,000,000	100.58	905,202,000	0.100	2026/03/20	0.76
日本	国債証券	340 10年国債	883,000,000	102.24	902,788,030	101.64	897,454,710	0.400	2025/09/20	0.75



日本	国債証券	147 5年国債	890,000,000	100.51	894,535,300	100.19	891,655,400	0.005	2026/03/20	0.75
日本	国債証券	329 10年国債	850,000,000	101.84	865,631,500	101.20	860,157,500	0.800	2023/06/20	0.72
日本	国債証券	345 10年国債	825,000,000	101.10	834,075,000	100.59	829,834,500	0.100	2026/12/20	0.70
日本	特殊債券	37道 路機構	700,000,000	116.36	814,485,000	114.27	799,865,500	2.420	2028/06/20	0.67
日本	国債証券	139 5年国債	760,000,000	100.63	764,810,800	100.34	762,591,600	0.100	2024/03/20	0.64
日本	国債証券	135 5年国債	750,000,000	100.38	752,880,000	100.20	751,477,500	0.100	2023/03/20	0.63
日本	国債証券	355 10年国債	740,000,000	101.20	748,880,000	100.48	743,537,200	0.100	2029/06/20	0.62
日本	国債証券	352 10年国債	655,000,000	101.33	663,705,000	100.56	658,687,650	0.100	2028/09/20	0.55

#### □ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	78.99
地方債証券	8.41
特殊債券	7.82
社債券	4.24
合計	99.46

#### ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

##### イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2022年1月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,220,000	11,917.83	145,397,489	11,404.20	139,131,266	1.625	2031/05/15	0.63
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,150,000	11,786.60	135,545,950	11,633.70	133,787,514	1.500	2023/03/31	0.60
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,170,000	11,521.14	134,797,325	11,400.51	133,385,944	0.125	2023/07/15	0.60
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	980,000	11,542.65	113,117,940	11,324.32	110,978,313	0.375	2024/04/15	0.50
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	950,000	11,792.02	112,024,148	11,606.57	110,262,400	1.375	2023/06/30	0.50
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	990,000	11,316.68	112,035,087	11,014.13	109,039,890	1.250	2031/08/15	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	940,000	11,532.28	108,403,390	11,434.33	107,482,720	0.125	2023/04/30	0.49

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	12,210.94	109,898,428	11,911.45	107,203,009	2.875	2023/11/30	0.48
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	12,172.61	109,553,461	11,877.16	106,894,438	2.750	2023/11/15	0.48
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	12,103.61	108,932,520	11,844.72	106,602,490	2.750	2023/07/31	0.48
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	880,000	11,822.23	104,035,609	11,649.05	102,511,643	1.625	2023/04/30	0.46
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	890,000	11,497.55	102,328,224	11,286.45	100,449,434	0.250	2024/05/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	860,000	12,006.66	103,257,292	11,565.59	99,464,050	1.625	2026/05/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	810,000	12,378.65	100,267,047	11,729.74	95,010,917	2.250	2041/05/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	760,000	12,786.33	97,176,125	12,295.17	93,443,277	2.375	2051/05/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	870,000	11,140.48	96,922,213	10,716.87	93,236,789	0.875	2030/11/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	820,000	11,526.41	94,516,588	11,292.80	92,600,980	0.375	2024/07/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	770,000	12,116.69	93,298,517	11,805.01	90,898,575	2.250	2024/04/30	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	820,000	11,365.88	93,200,249	10,931.13	89,635,258	1.125	2031/02/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	780,000	11,538.11	89,997,277	11,470.00	89,466,023	0.125	2023/01/31	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	800,000	11,622.38	92,979,070	11,161.55	89,292,378	1.125	2028/02/29	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	790,000	11,440.32	90,378,517	11,279.64	89,109,174	0.375	2024/08/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	840,000	10,945.10	91,938,817	10,513.12	88,310,214	0.625	2030/08/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	750,000	12,145.55	91,091,629	11,689.11	87,668,310	1.875	2026/06/30	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	840,000	10,773.80	90,499,908	10,367.90	87,090,337	1.625	2050/11/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	780,000	11,399.01	88,912,257	11,100.25	86,581,939	1.125	2028/08/31	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	750,000	11,518.30	86,387,224	11,385.62	85,392,122	0.125	2023/08/15	0.39
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	640,000	13,426.19	85,927,588	13,273.85	84,952,654	1.750	2023/05/25	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	780,000	11,215.71	87,482,533	10,790.87	84,168,781	0.500	2027/10/31	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	740,000	11,495.92	85,069,809	11,357.22	84,043,413	0.125	2023/10/15	0.38

## □ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	97.98
合計	97.98

## 外国債券パッシブ・マザーファンド

## イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2022年1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	14,950,000	11,773.03	1,760,068,427	11,565.59	1,729,055,298	1.625	2026/05/15	1.08
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	13,300,000	12,081.49	1,606,837,989	11,860.54	1,577,451,351	2.250	2026/03/31	0.98
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	9,000,000	12,655.92	1,139,032,627	12,341.23	1,110,710,577	2.875	2028/05/15	0.69
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	8,500,000	12,196.93	1,036,738,934	11,968.70	1,017,339,819	2.500	2026/02/28	0.63
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	8,500,000	11,286.92	959,387,785	10,931.13	929,145,968	1.125	2031/02/15	0.58
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	8,800,000	10,841.43	954,046,030	10,513.12	925,154,630	0.625	2030/08/15	0.58
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	8,000,000	11,462.27	916,981,478	11,385.62	910,849,305	0.125	2023/08/15	0.57
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	7,700,000	11,503.83	885,794,669	11,438.03	880,728,008	0.250	2023/06/15	0.55
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	7,700,000	11,406.86	878,328,010	11,303.54	870,372,462	0.125	2024/02/15	0.54
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	7,800,000	10,977.54	856,247,801	10,734.07	837,257,690	0.375	2027/09/30	0.52
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	7,100,000	11,659.44	827,820,240	11,433.87	811,804,787	1.375	2026/08/31	0.51
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	7,500,000	10,864.87	814,864,986	10,541.98	790,648,560	0.625	2030/05/15	0.49
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	7,200,000	11,101.98	799,342,577	10,848.59	781,098,439	0.625	2027/12/31	0.49
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	6,500,000	11,906.02	773,891,289	11,763.57	764,631,847	2.125	2024/03/31	0.48
ドイ ツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,800,000	13,344.23	773,965,294	13,036.99	756,145,370	0.000	2030/08/15	0.47
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	7,000,000	11,056.96	773,987,104	10,716.87	750,181,068	0.875	2030/11/15	0.47
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,400,000	14,268.50	770,498,969	13,633.58	736,213,289	3.000	2048/08/15	0.46
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	6,700,000	11,175.98	748,790,477	10,915.31	731,326,021	0.750	2028/01/31	0.46
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	6,200,000	11,819.90	732,833,899	11,675.14	723,858,670	1.750	2024/06/30	0.45
イタ リア	国債 証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,400,000	15,745.15	692,786,753	15,385.42	676,958,485	3.500	2030/03/01	0.42
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,700,000	12,021.00	685,196,890	11,872.66	676,741,487	2.500	2024/05/15	0.42
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	6,000,000	11,569.17	694,149,955	11,269.83	676,189,800	1.375	2028/10/31	0.42

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,600,000	12,015.23	672,852,660	11,854.65	663,860,346	2.375	2024/08/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,900,000	11,304.00	666,936,014	11,019.90	650,174,241	1.000	2028/07/31	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	11,445.18	652,375,451	11,357.22	647,361,430	0.125	2023/10/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,800,000	11,543.08	669,498,435	11,000.97	638,056,273	1.875	2051/02/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	11,746.02	646,031,100	11,591.79	637,548,568	1.500	2024/10/31	0.40
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	4,800,000	13,049.98	626,399,222	13,012.80	624,614,450	0.000	2024/03/25	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	12,053.90	614,748,822	11,908.79	607,348,310	2.750	2024/02/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	11,993.99	611,693,241	11,829.37	603,297,751	2.250	2024/11/15	0.38

## □ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	99.21
合計	99.21

## リート・インデックス・マザーファンド

### イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2022年1月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド	1,007	698,368.14	703,256,722	664,000.00	668,648,000	7.10
日本	投資証券	ジャパンリアル エステイト	864	659,703.84	569,984,114	630,000.00	544,320,000	5.78
日本	投資証券	G L P 投資法人	2,799	190,823.65	534,115,392	184,700.00	516,975,300	5.49
日本	投資証券	日本プロロジス リート	1,414	377,126.79	533,257,275	358,000.00	506,212,000	5.38
日本	投資証券	野村不動産マ スターF	2,796	166,155.52	464,570,832	159,300.00	445,402,800	4.73
日本	投資証券	大和ハウスリ ート	1,298	319,105.39	414,198,799	342,000.00	443,916,000	4.72
日本	投資証券	日本都市ファン ド	4,362	105,289.45	459,272,595	96,700.00	421,805,400	4.48
日本	投資証券	アドバンス・レ ジデンス	864	360,709.82	311,653,284	338,500.00	292,464,000	3.11
日本	投資証券	オリックス不動 産投資	1,723	192,759.34	332,124,350	164,800.00	283,950,400	3.02
日本	投資証券	ユナイテッド アーバン投資	1,947	149,594.64	291,260,755	135,500.00	263,818,500	2.80
日本	投資証券	産業ファンド	1,227	210,732.53	258,568,812	192,500.00	236,197,500	2.51

日本	投資証券	日本プライムリアルティ	590	399,892.42	235,936,526	375,000.00	221,250,000	2.35
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資	2,627	90,217.96	237,002,594	78,200.00	205,431,400	2.18
日本	投資証券	ラサールロジポート投資	1,059	190,805.47	202,062,994	183,600.00	194,432,400	2.07
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資	267	754,048.00	201,330,817	696,000.00	185,832,000	1.97
日本	投資証券	日本アコモデーションF	298	653,887.98	194,858,617	622,000.00	185,356,000	1.97
日本	投資証券	日本ロジスティクス F	564	337,117.51	190,134,274	318,000.00	179,352,000	1.91
日本	投資証券	A P I 投資法人	461	445,241.74	205,256,440	388,500.00	179,098,500	1.90
日本	投資証券	三井不ロジパーク	316	609,076.84	192,468,281	566,000.00	178,856,000	1.90
日本	投資証券	イオンリート投資	1,018	150,244.65	152,949,058	145,900.00	148,526,200	1.58
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート	2,654	62,181.20	165,028,895	55,800.00	148,093,200	1.57
日本	投資証券	フロンティア不動産投資	304	479,494.01	145,766,179	484,500.00	147,288,000	1.56
日本	投資証券	森ヒルズリート	1,018	155,375.41	158,172,171	141,000.00	143,538,000	1.52
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法	3,814	40,289.90	153,665,693	36,050.00	137,494,700	1.46
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法	805	180,610.92	145,391,790	165,200.00	132,986,000	1.41
日本	投資証券	大和証券オフィス投資	180	755,797.59	136,043,567	719,000.00	129,420,000	1.37
日本	投資証券	大和証券リビング投	1,150	117,455.05	135,073,312	112,200.00	129,030,000	1.37
日本	投資証券	N T T 都市開発リート投	829	152,746.78	126,627,083	154,400.00	127,997,600	1.36
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル	385	339,900.61	130,861,736	308,000.00	118,580,000	1.26
日本	投資証券	ケネディクスレジデンシャル	591	223,931.64	132,343,600	200,200.00	118,318,200	1.26

## □ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.42
合計	98.42

## 外国リート・インデックス・マザーファンド

### イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2022年1月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
------	----	-----	----	----------	----------	-----------	---------	----------

アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	77,623	15,492.77	1,202,595,246	17,901.28	1,389,551,119	7.32
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	9,475	94,005.68	890,703,814	81,680.73	773,924,882	4.08
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	15,918	37,175.03	591,752,147	41,624.20	662,574,028	3.49
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	34,311	15,730.53	539,730,265	16,900.42	579,870,173	3.05
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	29,940	18,585.26	556,442,658	17,186.71	514,570,013	2.71
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	59,173	7,915.61	468,390,432	8,021.93	474,681,403	2.50
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	45,447	9,763.02	443,699,988	9,703.89	441,012,525	2.32
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	14,591	25,989.72	379,216,016	28,093.48	409,911,943	2.16
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	35,501	9,552.69	339,129,975	10,261.46	364,292,148	1.92
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	178,362	1,869.75	333,491,850	1,852.29	330,377,328	1.74
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	14,789	23,661.40	349,928,482	21,882.81	323,624,823	1.70
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	14,190	21,054.80	298,767,645	22,731.29	322,557,010	1.70
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	61,904	4,673.20	289,289,506	4,801.15	297,210,364	1.57
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	12,063	21,949.97	264,782,461	23,637.49	285,139,094	1.50
アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	40,464	5,893.53	238,475,831	6,602.01	267,143,878	1.41
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	12,281	22,708.16	278,878,853	21,633.46	265,680,473	1.40
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	6,752	36,823.89	248,634,920	38,342.24	258,886,815	1.36
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	42,063	6,253.87	263,056,717	5,942.85	249,974,150	1.32
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	125,722	1,997.07	251,075,497	1,977.32	248,592,826	1.31
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	57,377	4,056.38	232,743,195	4,033.47	231,428,614	1.22
香港	投資証券	LINK REIT	216,700	1,067.42	231,310,241	988.57	214,222,577	1.13
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	65,064	3,388.42	220,463,833	3,258.87	212,035,195	1.12
アメリカ	投資証券	UDR INC	30,627	6,131.96	187,803,394	6,510.82	199,406,761	1.05
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	15,023	13,267.00	199,310,145	13,079.35	196,491,105	1.03
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	10,746	16,925.00	181,876,096	18,277.62	196,411,252	1.03
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	65,318	2,545.13	166,242,662	2,793.65	182,475,500	0.96

アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	19,215	8,890.13	170,823,875	8,898.12	170,977,283	0.90
アメリカ	投資証券	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	63,282	2,373.46	150,197,597	2,568.54	162,542,348	0.86
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	17,660	9,537.31	168,428,842	8,914.28	157,426,128	0.83
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	30,035	5,317.40	159,708,242	5,194.80	156,025,818	0.82

## □ 種類別投資比率

2022年1月31日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	99.27
合計	99.27

### 投資不動産物件

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

国内債券(NOMURA - BPI)マザーファンド

該当事項はありません。

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

Jリート・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

外国リート・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

2022年1月31日現在

種類	国/ 地域	取引所 等	名称	買建/ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
----	----------	----------	----	-----------	----	----	-----------	-----------	-----------------



株価指数 先物取引	日本	大阪取引 所	TOPIX 先 物 0403 月 2022年 3月	買建	168	日本・円	3,259,869,800	3,189,480,000	1.60
--------------	----	-----------	---------------------------------------	----	-----	------	---------------	---------------	------

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

### 外国株式インデックス・マザーファンド

2022年1月31日現在

種類	国/ 地域	取引 所等	名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価 指数 先物 取引	イギ リス	IC E- EU	FTS E 10 0 ID X FU T MA R 22 2022年3月	買建	18	イギ リス・ ポ ンド	1,340,706.00	207,434,032	1,333,890.00	206,379,460	0.06
	ドイ ツ	EU RE X	EUR OST OXX 50 M AR 22 2022年3月	買建	130	ユー ロ	5,492,725.00	706,693,998	5,365,100.00	690,273,766	0.20
	アメ リカ	シカ ゴ商 品取 引所	S & P 500 EMIN I FU T MA R 22 2022年3月	買建	137	アメ リカ・ ド ル	31,129,023.50	3,593,534,472	30,299,262.50	3,497,746,863	1.00
	オー スト ラリ ア	シド ニー 先物 取引 所	SPI 200 FUTU RES MAR 2 2 2022年 3月	買建	17	オー スト ラリ ア・ド ル	3,061,276.50	247,289,915	2,937,600.00	237,299,328	0.07

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2022年1月31日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	11,480,000.00	1,320,504,866	1,325,233,082	0.38
	ユーロ	買建	1,010,000.00	129,996,743	129,948,361	0.04
	イギリス・ポンド	買建	470,000.00	72,584,394	72,716,225	0.02
	カナダ・ドル	買建	620,000.00	56,124,113	56,065,935	0.02
	スイス・フラン	買建	400,000.00	49,614,728	49,600,920	0.01
	オーストラリア・ドル	買建	450,000.00	36,583,011	36,350,538	0.01
	スウェーデン・クローナ	買建	1,420,000.00	17,476,474	17,379,953	0.00
	デンマーク・クローネ	買建	700,000.00	12,106,407	12,103,000	0.00

香港・ドル	買建	540,000.00	8,004,420	7,996,644	0.00
シンガポール・ドル	買建	40,000.00	3,412,880	3,405,784	0.00
ノルウェー・クローネ	買建	260,000.00	3,348,555	3,346,045	0.00
イスラエル・シケル	買建	90,000.00	3,245,125	3,249,173	0.00
ニュージーランド・ドル	買建	10,000.00	760,980	755,382	0.00
アメリカ・ドル	売建	17,540,000.00	2,024,624,660	2,024,761,472	0.58
ユーロ	売建	2,530,000.00	325,477,669	325,517,896	0.09
イギリス・ポンド	売建	1,010,000.00	156,243,768	156,258,514	0.04
カナダ・ドル	売建	1,360,000.00	122,987,520	122,981,944	0.04
スイス・フラン	売建	810,000.00	100,428,498	100,443,483	0.03
オーストラリア・ドル	売建	600,000.00	48,459,240	48,466,740	0.01
スウェーデン・クローナ	売建	2,950,000.00	36,089,710	36,104,755	0.01
香港・ドル	売建	2,100,000.00	31,086,930	31,098,060	0.01
デンマーク・クローネ	売建	1,420,000.00	24,544,700	24,551,800	0.01
シンガポール・ドル	売建	150,000.00	12,769,740	12,771,690	0.00
イスラエル・シケル	売建	190,000.00	6,857,119	6,859,456	0.00
ノルウェー・クローネ	売建	520,000.00	6,689,072	6,691,828	0.00

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

#### エマージング株式インデックス・マザーファンド

2022年1月31日現在

種類	国/地域	取引所等	名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価(円)	評価額	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	ICE-USA	MSCI EM GMT MAR 22 2022年3月	買建	754	アメリカ・ドル	45,700,654.00	5,275,683,497	44,727,280.00	5,163,317,203	26.09

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2022年1月31日現在

種類	資産の名称	買建/売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	36,437,402.05	4,145,900,000	4,204,300,478	21.25
	アメリカ・ドル	売建	2,645,803.44	305,000,000	305,283,911	1.54

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

#### 国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンド

該当事項はありません。

#### ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

2022年1月31日現在

種類	資産の名称	買建/売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	91,200,000.00	10,523,462,622	10,527,343,680	47.52
	ユーロ	売建	65,470,000.00	8,547,636,563	8,423,933,242	38.03

イギリス・ポンド	売建	8,530,000.00	1,326,706,232	1,319,566,263	5.96
カナダ・ドル	売建	4,920,000.00	445,287,122	444,887,556	2.01
オーストラリア・ドル	売建	4,280,000.00	355,479,997	345,714,004	1.56
シンガポール・ドル	売建	2,440,000.00	208,037,328	207,731,108	0.94
メキシコ・ペソ	売建	28,250,000.00	158,108,470	156,425,900	0.71
オフショア・人民元	売建	8,120,000.00	146,760,068	147,116,536	0.66
ポーランド・ズロチ	売建	3,810,000.00	108,440,867	106,934,127	0.48
イスラエル・シケル	売建	2,720,000.00	101,014,190	98,203,152	0.44
デンマーク・クローネ	売建	5,540,000.00	97,250,307	95,786,600	0.43
スウェーデン・クローナ	売建	5,060,000.00	64,224,260	61,919,726	0.28
ノルウェー・クローネ	売建	4,210,000.00	54,846,617	54,170,491	0.24

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

#### 外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

#### Jリート・インデックス・マザーファンド

2022年1月31日現在

種類	国/地域	取引所等	名称	買建/売建	数量	通貨	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
リート指数先物取引	日本	大阪取引所	TREI T先物 0403 月2022年 3月	買建	20	日本・円	40,136,400	38,690,000	0.41

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

#### 外国リート・インデックス・マザーファンド

2022年1月31日現在

種類	資産の名称	買建/売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	268,822.22	31,000,000	31,032,315	0.16
	オーストラリア・ドル	買建	60,511.99	4,900,000	4,888,051	0.03
	ユーロ	買建	34,976.79	4,500,000	4,500,167	0.02
	イギリス・ポンド	買建	20,698.48	3,200,000	3,202,343	0.02
	シンガポール・ドル	買建	24,667.69	2,100,000	2,100,320	0.01
	カナダ・ドル	買建	7,187.72	650,000	649,970	0.00
	香港・ドル	売建	131,727.39	1,950,000	1,950,698	0.01

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

#### 参考情報

基準日: 2022年1月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移

## 分配の推移

### ■日本株インデックス



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

該当事項はありません。

### ■先進国株インデックスヘッジ有



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

該当事項はありません。

### ■先進国株インデックスヘッジ無



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

該当事項はありません。

### ■新興国株インデックスヘッジ有



該当事項はありません。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

### ■新興国株インデックスヘッジ無



該当事項はありません。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

### ■日本債インデックス



該当事項はありません。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

### ■先進国債インデックスヘッジ有



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

該当事項はありません。

### ■先進国債インデックスヘッジ無



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

該当事項はありません。

### ■Jリートインデックス



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

該当事項はありません。

### ■Gリートインデックスヘッジ有



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

該当事項はありません。

### ■Gリートインデックスヘッジ無



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

該当事項はありません。



## 主要な資産の状況

### ■日本株インデックス

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	100.02

### ■国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	98.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.58
合計(純資産総額)		100.00

※株値指数先物取引の買建て 1.60%

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4.32
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3.03
日本	株式	キーエンス	電気機器	2.00
日本	株式	三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	1.62
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1.57
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1.32
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1.27
日本	株式	信越化学	化学	1.22
日本	株式	任天堂	その他製品	1.20
日本	株式	ダイキン工業	機械	1.15

### ■先進国株インデックスヘッジ有

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.08
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	100.08

### ■先進国株インデックスヘッジ無

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	100.02

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※[主要投資銘柄(上位10銘柄)]は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## ■外国株式インデックス・マザーファンド

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	67.18
	イギリス	4.32
	カナダ	3.59
	スイス	3.26
	フランス	3.16
	ドイツ	2.59
	その他	11.41
投資証券	アメリカ・その他	2.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.10
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 1.33%

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェア及び機器	5.07
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	3.97
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	2.37
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	1.45
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.38
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1.30
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1.29
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1.03
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	製薬・バイオテクノロジー/ヘルスケア	0.82
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	0.79

## ■新興国株インデックスヘッジ有

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.76
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	100.76

## ■新興国株インデックスヘッジ無

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.04
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	100.04

## ■エマージング株式インデックス・マザーファンド

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	ケイマン諸島	13.68
	台湾	11.75
	インド	9.28
	韓国	8.78
	中国	5.03
	その他	14.07
投資証券	アメリカ・その他	7.57
投資信託受益証券	香港	3.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		26.00
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 26.09%

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	5.48
香港	投資証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	-	3.83
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	3.32
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェア及び機器	2.83
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	-	2.73
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI RUSSIA ETF	-	2.40
ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	小売	2.09
ケイマン諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	小売	1.07
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	0.88
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI UAE ETF	-	0.84

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入る有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。



## ■日本債インデックス

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	国内債券(NOMURA-BPI) マザーファンド	100.02

## ■国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンド

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	78.99
地方債証券	日本	8.41
特殊債券	日本	7.82
社債券	日本	4.16
	フランス	0.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.54
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	149 5年国債	0.005	2026/09/20	1.26
日本	国債証券	146 5年国債	0.100	2025/12/20	1.11
日本	国債証券	144 5年国債	0.100	2025/06/20	1.03
日本	国債証券	344 10年国債	0.100	2026/09/20	0.97
日本	国債証券	136 5年国債	0.100	2023/06/20	0.97
日本	国債証券	358 10年国債	0.100	2030/03/20	0.93
日本	国債証券	141 5年国債	0.100	2024/09/20	0.92
日本	国債証券	360 10年国債	0.100	2030/09/20	0.91
日本	国債証券	361 10年国債	0.100	2030/12/20	0.90
日本	国債証券	359 10年国債	0.100	2030/06/20	0.88

## ■先進国債インデックスヘッジ有

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・ マザーファンド	100.02

## ■ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	46.83
	フランス	9.62
	イタリア	8.58
	ドイツ	7.06
	イギリス	5.72
	スペイン	5.60
	ベルギー	2.16
	その他	12.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.02
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2031/05/15	0.63
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.500	2023/03/31	0.60
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.125	2023/07/15	0.60
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.375	2024/04/15	0.50
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.375	2023/06/30	0.50
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.250	2031/08/15	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.125	2023/04/30	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.875	2023/11/30	0.48
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.750	2023/11/15	0.48
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.750	2023/07/31	0.48

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※[主要投資銘柄(上位10銘柄)]は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## ■先進国債インデックスヘッジ無

## 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	100.02

## ■外国債券パッシブ・マザーファンド

## 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	47.43
	フランス	9.74
	イタリア	8.61
	ドイツ	7.14
	イギリス	5.80
	スペイン	5.71
	ベルギー	2.19
	その他	12.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.79
合計(純資産総額)		100.00

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2026/05/15	1.08
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.250	2026/03/31	0.98
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.875	2028/05/15	0.69
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.500	2026/02/28	0.63
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.125	2031/02/15	0.58
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.625	2030/08/15	0.58
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.125	2023/08/15	0.57
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.250	2023/06/15	0.55
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.125	2024/02/15	0.54
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.375	2027/09/30	0.52

## ■Jリートインデックス

## 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.03
合計(純資産総額)		100.00

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	100.03

## ■Jリート・インデックス・マザーファンド

## 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	日本	98.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.58
合計(純資産総額)		100.00

※リート指数先物取引の買建て 0.41%

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資証券	日本ビルファンド	7.10
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト	5.78
日本	投資証券	GLP投資法人	5.49
日本	投資証券	日本プロロジスリート	5.38
日本	投資証券	野村不動産マスターF	4.73
日本	投資証券	大和ハウスリート	4.72
日本	投資証券	日本都市ファンド	4.48
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス	3.11
日本	投資証券	オリックス不動産投資	3.02
日本	投資証券	ユナイテッドアーバン投資	2.80

## ■Gリートインデックスヘッジ有

## 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.19
合計(純資産総額)		100.00

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	100.19

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入る有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## ■Gリートインデックスヘッジ無

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.03
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	100.03

## ■外国リート・インデックス・マザーファンド

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	アメリカ	76.15
	オーストラリア	6.28
	イギリス	5.56
	シンガポール	3.17
	カナダ	1.91
	フランス	1.86
	香港	1.42
	その他	2.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.73
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	7.32
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	4.08
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	3.49
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	3.05
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	2.71
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	2.50
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	2.32
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	2.16
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	1.92
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	1.74

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。



## 年間収益率の推移(暦年ベース)

■日本株インデックス (ベンチマーク:TOPIX(東証株価指数、配当込み))



■先進国株インデックスヘッジ有 (ベンチマーク:MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ヘッジ換算ベース))



■先進国株インデックスヘッジ無 (ベンチマーク:MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース))

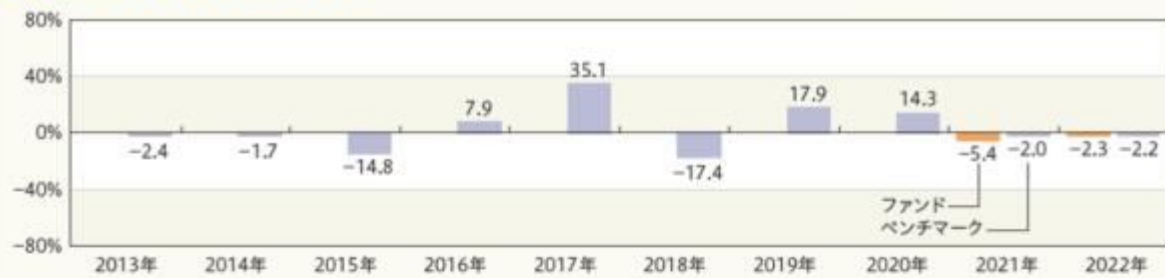


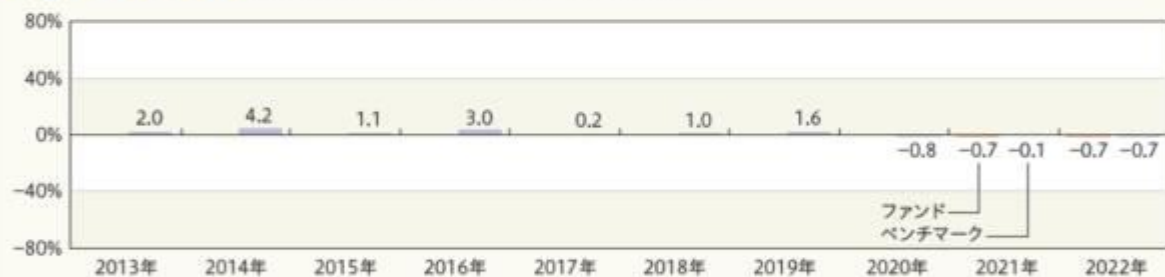
※換金時に費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2021年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2021年8月3日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2022年の収益率は、年初から2022年1月31日までの騰落率を表示しています。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

**■新興国株インデックスヘッジ有** (ベンチマーク:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み,米ドル円ヘッジ換算ベース))

**■新興国株インデックスヘッジ無** (ベンチマーク:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み,円ベース))

**■日本債インデックス** (ベンチマーク:NOMURA-BPI(総合))

**■先進国債インデックスヘッジ有** (ベンチマーク:FTSE世界国債インデックス(除く日本,円ヘッジベース))


※換金時に費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2021年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2021年8月3日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2022年の収益率は、年初から2022年1月31日までの騰落率を表示しています。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

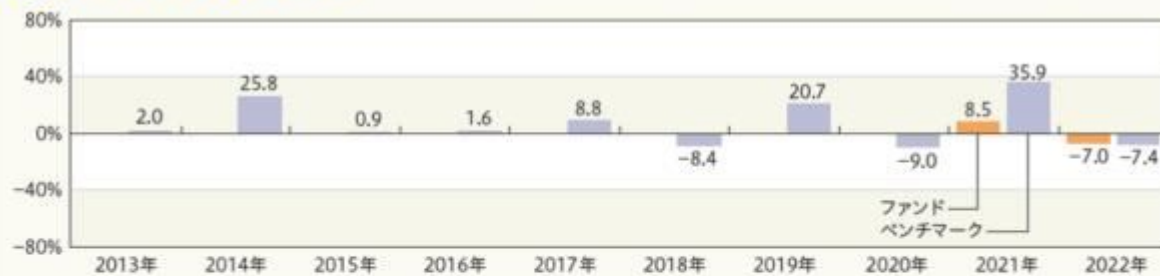
### ■先進国債インデックスヘッジ無（ベンチマーク：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース））



### ■Jリートインデックス（ベンチマーク：東証REIT指数（配当込み））



### ■Gリートインデックスヘッジ有（ベンチマーク：S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース））



### ■Gリートインデックスヘッジ無（ベンチマーク：S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース））



※換金時に費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2021年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2021年8月3日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2022年の収益率は、年初から2022年1月31日までの騰落率を表示しています。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。



## 第3【ファンドの経理状況】

&lt;更新後&gt;

- 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(2021年8月3日から2022年2月2日まで)の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【中間財務諸表】

## 【日興FWS・日本株インデックス】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	38
コール・ローン	1,159
親投資信託受益証券	1,633,627,197
流動資産合計	1,633,628,394
<b>資産合計</b>	
1,633,628,394	
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払受託者報酬	67,850
未払委託者報酬	305,393
その他未払費用	16,904
流動負債合計	390,147
<b>負債合計</b>	
390,147	
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	1,628,151,321
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	5,086,926
(分配準備積立金)	-
元本等合計	1,633,238,247
<b>純資産合計</b>	
1,633,238,247	
<b>負債純資産合計</b>	
1,633,628,394	

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 2021年 8月 3日 至 2022年 2月 2日
<b>営業収益</b>	
有価証券売買等損益	45,145,082
<b>営業収益合計</b>	<b>45,145,082</b>
<b>営業費用</b>	
支払利息	28
受託者報酬	67,850
委託者報酬	305,393
その他費用	16,904
<b>営業費用合計</b>	<b>390,175</b>
営業利益又は営業損失（ ）	45,535,257
経常利益又は経常損失（ ）	45,535,257
中間純利益又は中間純損失（ ）	45,535,257
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	144,452
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,864,243
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,864,243
剰余金減少額又は欠損金増加額	386,512
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	386,512
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,086,926

## （ 3 ）【中間注記表】

## （重要な会計方針の注記）

項 目	第1期中間計算期間 自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,628,151,321口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0031円 (1万口当たりの純資産額10,031円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	1,637,526,438円
期中一部解約元本額	10,375,117円

## 【日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

第1期中間計算期間  
(2022年2月2日現在)

資産の部

流動資産

金銭信託

32

第1期中間計算期間 (2022年 2月 2日現在)	
コール・ローン	972
親投資信託受益証券	791,524,423
派生商品評価勘定	2,708,134
未収入金	148,786
流動資産合計	794,382,347
資産合計	794,382,347
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	550,163
未払受託者報酬	32,517
未払委託者報酬	146,455
その他未払費用	9,700
流動負債合計	738,835
負債合計	738,835
純資産の部	
元本等	
元本	783,819,299
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	9,824,213
（分配準備積立金）	-
元本等合計	793,643,512
純資産合計	793,643,512
負債純資産合計	794,382,347

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間 自 2021年 8月 3日 至 2022年 2月 2日	
営業収益	
有価証券売買等損益	9,175,068
為替差損益	4,385,253
営業収益合計	13,560,321
営業費用	
支払利息	57
受託者報酬	32,517
委託者報酬	146,455
その他費用	9,700
営業費用合計	188,729
営業利益又は営業損失（ ）	13,749,050
経常利益又は経常損失（ ）	13,749,050
中間純利益又は中間純損失（ ）	13,749,050
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	10,114
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,664,470
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,664,470
剰余金減少額又は欠損金増加額	101,321
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	101,321
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	9,824,213

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項目	第1期中間計算期間 自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	783,819,299口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0125円 (1万口当たりの純資産額10,125円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	---

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期中間計算期間(2022年2月2日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち 1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	602,008,021	-	602,455,062	447,041
	カナダ・ドル	29,326,888	-	28,961,416	365,472
	オーストラリア・ ドル	16,969,755	-	16,686,421	283,334
	イギリス・ポンド	36,815,846	-	36,399,735	416,111
	スイス・フラン	24,263,721	-	24,099,399	164,322
	スウェーデン・ク ローナ	9,190,640	-	8,888,320	302,320
	ユーロ	79,509,525	-	78,436,072	1,073,453
	小計	798,084,396	-	795,926,425	2,157,971
	合 計	798,084,396	-	795,926,425	2,157,971

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されてい  
る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されてい  
ない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場  
合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧  
客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない  
場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲  
値を用いております。

- 2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、  
中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項 目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
期首元本額	1,000,000円

期中追加設定元本額	785,974,552円
期中一部解約元本額	3,155,253円

## 【日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

第1期中間計算期間 (2022年 2月 2日現在)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	109,187
コール・ローン	3,363,943
親投資信託受益証券	2,651,828,064
流動資産合計	2,655,301,194
<b>資産合計</b>	<b>2,655,301,194</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	3,471,964
未払受託者報酬	112,042
未払委託者報酬	504,313
その他未払費用	33,548
流動負債合計	4,121,867
<b>負債合計</b>	<b>4,121,867</b>
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	2,515,721,807
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	135,457,520
(分配準備積立金)	-
元本等合計	2,651,179,327
<b>純資産合計</b>	<b>2,651,179,327</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,655,301,194</b>

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

第1期中間計算期間 自 2021年 8月 3日 至 2022年 2月 2日	
<b>営業収益</b>	
有価証券売買等損益	41,139,928
<b>営業収益合計</b>	<b>41,139,928</b>
<b>営業費用</b>	
支払利息	23
受託者報酬	112,042
委託者報酬	504,313
その他費用	33,548
<b>営業費用合計</b>	<b>649,926</b>
営業利益又は営業損失( )	41,789,854
経常利益又は経常損失( )	41,789,854
中間純利益又は中間純損失( )	41,789,854
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	92,508
期首剰余金又は期首欠損金( )	-

第1期中間計算期間 自 2021年 8月 3日 至 2022年 2月 2日	
剰余金増加額又は欠損金減少額	177,805,672
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	177,805,672
剰余金減少額又は欠損金増加額	650,806
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	650,806
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	135,457,520

## ( 3 ) 【中間注記表】

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	第1期中間計算期間 自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## ( 中間貸借対照表に関する注記 )

項 目	第1期中間計算期間 ( 2022年2月2日現在 )
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	2,515,721,807口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0538円 ( 1万口当たりの純資産額10,538円 )

## ( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第1期中間計算期間 ( 2022年2月2日現在 )
-----	------------------------------



1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	2,524,221,866円
期中一部解約元本額	9,500,059円

【日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期中間計算期間 (2022年 2月 2日現在)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	33
コール・ローン	1,004
親投資信託受益証券	625,262,484
流動資産合計	625,263,521
資産合計	625,263,521
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	517,907
未払受託者報酬	24,684
未払委託者報酬	197,661
その他未払費用	8,579
流動負債合計	748,831
負債合計	748,831
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	659,374,710
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	34,860,020
(分配準備積立金)	-
元本等合計	624,514,690

第1期中間計算期間  
(2022年 2月 2日現在)

純資産合計	624,514,690
負債純資産合計	625,263,521

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間 自 2021年 8月 3日 至 2022年 2月 2日	
<b>営業収益</b>	
有価証券売買等損益	9,922,539
為替差損益	4,390,308
営業収益合計	14,312,847
<b>営業費用</b>	
支払利息	23
受託者報酬	24,684
委託者報酬	197,661
その他費用	8,579
営業費用合計	230,947
営業利益又は営業損失( )	14,543,794
経常利益又は経常損失( )	14,543,794
中間純利益又は中間純損失( )	14,543,794
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	52,509
期首剰余金又は期首欠損金( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,243
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,243
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,391,978
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,391,978
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	34,860,020

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第1期中間計算期間 自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p>

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適切ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	659,374,710口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 34,860,020円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9471円 (1万口当たりの純資産額9,471円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 第1期中間計算期間(2022年2月2日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	613,204,735	-	613,722,642	517,907
	小計	613,204,735	-	613,722,642	517,907
	合計	613,204,735	-	613,722,642	517,907

## (注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (その他の注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	660,717,251円
期中一部解約元本額	2,342,541円

## 【日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第1期中間計算期間 (2022年 2月 2日現在)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	1,746
コール・ローン	53,803
親投資信託受益証券	1,048,110,429
流動資産合計	1,048,165,978
資産合計	1,048,165,978
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	54,439
未払受託者報酬	42,823
未払委託者報酬	342,827

第1期中間計算期間 (2022年 2月 2日現在)	
その他未払費用	14,926
流動負債合計	455,015
負債合計	455,015
純資産の部	
元本等	
元本	1,053,814,109
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,103,146
（分配準備積立金）	-
元本等合計	1,047,710,963
純資産合計	1,047,710,963
負債純資産合計	1,048,165,978

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間 自 2021年 8月 3日 至 2022年 2月 2日	
営業収益	
有価証券売買等損益	22,895,617
営業収益合計	22,895,617
営業費用	
支払利息	60
受託者報酬	42,823
委託者報酬	342,827
その他費用	14,926
営業費用合計	400,636
営業利益又は営業損失（ ）	23,296,253
経常利益又は経常損失（ ）	23,296,253
中間純利益又は中間純損失（ ）	23,296,253
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	286,951
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,209,969
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,209,969
剰余金減少額又は欠損金増加額	303,813
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	303,813
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,103,146

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第1期中間計算期間
	自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	<p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適切ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
--	--

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,053,814,109口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 6,103,146円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9942円 (1万口当たりの純資産額9,942円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	1,066,357,217円
期中一部解約元本額	13,543,108円

## 【日興FWS・日本債インデックス】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	53
コール・ローン	1,631
親投資信託受益証券	2,723,003,210
流動資産合計	2,723,004,894
資産合計	2,723,004,894
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	122,809
未払委託者報酬	491,237
その他未払費用	24,498
流動負債合計	638,544
負債合計	638,544
純資産の部	
元本等	
元本	2,764,394,805
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	42,028,455
(分配準備積立金)	-
元本等合計	2,722,366,350
純資産合計	2,722,366,350
負債純資産合計	2,723,004,894

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

第1期中間計算期間 自 2021年 8月 3日 至 2022年 2月 2日	
営業収益	
有価証券売買等損益	22,626,877
営業収益合計	22,626,877
営業費用	
支払利息	40
受託者報酬	122,809
委託者報酬	491,237
その他費用	24,498
営業費用合計	638,584
営業利益又は営業損失( )	23,265,461
経常利益又は経常損失( )	23,265,461

第1期中間計算期間 自 2021年 8月 3日 至 2022年 2月 2日	
中間純利益又は中間純損失（ ）	23,265,461
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	22,657
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	136,062
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	136,062
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,876,399
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,876,399
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	42,028,455

## ( 3 ) 【中間注記表】

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	第1期中間計算期間 自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## ( 中間貸借対照表に関する注記 )

項 目	第1期中間計算期間 ( 2022年2月2日現在 )
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	2,764,394,805口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 42,028,455円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9848円 ( 1万口当たりの純資産額9,848円 )



## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	2,783,639,195円
期中一部解約元本額	20,244,390円

## 【日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	34
コール・ローン	1,040
親投資信託受益証券	494,924,243
流動資産合計	494,925,317
資産合計	494,925,317
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	20,447
未払委託者報酬	92,101
その他未払費用	5,046
流動負債合計	117,594

第1期中間計算期間 (2022年 2月 2日現在)	
負債合計	117,594
純資産の部	
元本等	
元本	515,922,718
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	21,114,995
（分配準備積立金）	-
元本等合計	494,807,723
純資産合計	494,807,723
負債純資産合計	494,925,317

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間 自 2021年 8月 3日 至 2022年 2月 2日	
営業収益	
有価証券売買等損益	11,174,852
営業収益合計	11,174,852
営業費用	
支払利息	12
受託者報酬	20,447
委託者報酬	92,101
その他費用	5,046
営業費用合計	117,606
営業利益又は営業損失（ ）	11,292,458
経常利益又は経常損失（ ）	11,292,458
中間純利益又は中間純損失（ ）	11,292,458
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,424
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,499
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,499
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,868,612
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,868,612
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	21,114,995

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第1期中間計算期間 自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	<p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等の上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
--	---

## （中間貸借対照表に関する注記）

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	515,922,718口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 21,114,995円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9591円 (1万口当たりの純資産額9,591円)

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)

期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	517,397,258円
期中一部解約元本額	2,474,540円

## 【日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

第1期中間計算期間 (2022年 2月 2日現在)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	35
コール・ローン	1,085
親投資信託受益証券	390,249,410
流動資産合計	390,250,530
資産合計	390,250,530
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払受託者報酬	17,190
未払委託者報酬	77,482
その他未払費用	4,237
流動負債合計	98,909
負債合計	98,909
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	397,831,655
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	7,680,034
(分配準備積立金)	-
元本等合計	390,151,621
純資産合計	390,151,621
負債純資産合計	390,250,530

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

第1期中間計算期間 自 2021年 8月 3日 至 2022年 2月 2日	
<b>営業収益</b>	
有価証券売買等損益	7,562,277
営業収益合計	7,562,277
<b>営業費用</b>	
支払利息	10
受託者報酬	17,190
委託者報酬	77,482
その他費用	4,237
営業費用合計	98,919
営業利益又は営業損失( )	7,661,196
経常利益又は経常損失( )	7,661,196
中間純利益又は中間純損失( )	7,661,196
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	6,835
期首剰余金又は期首欠損金( )	-

第1期中間計算期間  
自 2021年 8月 3日  
至 2022年 2月 2日

剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,673
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,881
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,792
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,680,034

### （ 3 ）【中間注記表】

#### （重要な会計方針の注記）

項 目	第1期中間計算期間 自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

#### （中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	397,831,655口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 7,680,034円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9807円 (1万口当たりの純資産額9,807円)

#### （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	401,362,519円
期中一部解約元本額	4,530,864円

## 【日興FWS・Jリートインデックス】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	38
コール・ローン	1,157
親投資信託受益証券	400,813,568
流動資産合計	400,814,763
<b>資産合計</b>	
400,814,763	
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払受託者報酬	17,414
未払委託者報酬	91,573
その他未払費用	4,295
流動負債合計	113,282
<b>負債合計</b>	
113,282	
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	441,000,476

第1期中間計算期間  
(2022年 2月 2日現在)

剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	40,298,995
（分配準備積立金）	-
元本等合計	400,701,481
純資産合計	400,701,481
負債純資産合計	400,814,763

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期中間計算期間 自 2021年 8月 3日 至 2022年 2月 2日
営業収益	
有価証券売買等損益	21,589,071
営業収益合計	21,589,071
営業費用	
支払利息	10
受託者報酬	17,414
委託者報酬	91,573
その他費用	4,295
営業費用合計	113,292
営業利益又は営業損失（ ）	21,702,363
経常利益又は経常損失（ ）	21,702,363
中間純利益又は中間純損失（ ）	21,702,363
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	28,615
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	103,741
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	103,741
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,728,988
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,728,988
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	40,298,995

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第1期中間計算期間 自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p>

	<p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
--	---

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	441,000,476口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 40,298,995円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9086円 (1万口当たりの純資産額9,086円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券)</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)



期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	443,126,591円
期中一部解約元本額	3,126,115円

## 【日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

第1期中間計算期間  
(2022年2月2日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	33
コール・ローン	1,013
親投資信託受益証券	154,549,231
派生商品評価勘定	431,144
未収入金	20,243
流動資産合計	155,001,664
資産合計	155,001,664
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	120,371
未払受託者報酬	6,324
未払委託者報酬	38,029
その他未払費用	1,829
流動負債合計	166,553
負債合計	166,553
純資産の部	
元本等	
元本	152,500,897
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	2,334,214
(分配準備積立金)	-
元本等合計	154,835,111
純資産合計	154,835,111
負債純資産合計	155,001,664

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

第1期中間計算期間  
自 2021年8月3日  
至 2022年2月2日

営業収益	
有価証券売買等損益	1,460,192
為替差損益	946,307
営業収益合計	2,406,499
営業費用	
支払利息	14
受託者報酬	6,324
委託者報酬	38,029
その他費用	1,829
営業費用合計	46,196
営業利益又は営業損失( )	2,452,695
経常利益又は経常損失( )	2,452,695

第1期中間計算期間 自 2021年 8月 3日 至 2022年 2月 2日	
中間純利益又は中間純損失（ ）	2,452,695
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	18,301
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,839,747
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,839,747
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,537
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,537
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,334,214

## ( 3 ) 【中間注記表】

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	第1期中間計算期間 自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>

## ( 中間貸借対照表に関する注記 )

項 目	第1期中間計算期間 ( 2022年2月2日現在 )
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	152,500,897口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0153円 ( 1万口当たりの純資産額10,153円 )

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

（デリバティブ取引に関する注記）

第1期中間計算期間（2022年2月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	121,847,824	-	121,950,717	102,893
	カナダ・ドル	3,063,532	-	3,025,596	37,936
	オーストラリア・ドル	10,457,010	-	10,273,488	183,522
	香港・ドル	2,225,017	-	2,226,593	1,576
	シンガポール・ドル	4,806,803	-	4,803,354	3,449
	イギリス・ポンド	9,274,197	-	9,172,706	101,491
	ユーロ	6,518,317	-	6,429,473	88,844
	小計	158,192,700	-	157,881,927	310,773
合計	158,192,700	-	157,881,927	310,773	

（注）1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	152,962,090円
期中一部解約元本額	1,461,193円

【日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	37
コール・ローン	1,146
親投資信託受益証券	415,064,018
流動資産合計	415,065,201
資産合計	415,065,201
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払受託者報酬	17,788
未払委託者報酬	106,746
その他未払費用	5,266
流動負債合計	129,800
負債合計	129,800
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	391,594,883
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	23,340,518
(分配準備積立金)	-
元本等合計	414,935,401
純資産合計	414,935,401
負債純資産合計	415,065,201

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期中間計算期間 自 2021年 8月 3日 至 2022年 2月 2日
<b>営業収益</b>	
有価証券売買等損益	4,446,758
<b>営業収益合計</b>	<b>4,446,758</b>
<b>営業費用</b>	
支払利息	8
受託者報酬	17,788
委託者報酬	106,746
その他費用	5,266
<b>営業費用合計</b>	<b>129,808</b>
営業利益又は営業損失（ ）	4,576,566
経常利益又は経常損失（ ）	4,576,566
中間純利益又は中間純損失（ ）	4,576,566
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	108,856
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,234,418
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,234,418
剰余金減少額又は欠損金増加額	208,478
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	208,478
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	23,340,518

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第1期中間計算期間 自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	391,594,883口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0596円 (1万口当たりの純資産額10,596円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年2月2日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	393,795,364円
期中一部解約元本額	3,200,481円

## (参考)

「日興FWS・日本株インデックス」、「日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)」、「日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)」、「日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)」、「日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)」、「日興FWS・日本債インデックス」、「日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)」、「日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)」、「日興FWS・Jリートインデックス」、「日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)」および「日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)」は、「国内株式インデックス・マザーファンド(B

号)」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」、「国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンド」、「ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」、「Jリート・インデックス・マザーファンド」および「外国リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

## 国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

(2022年2月2日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	93,195,281
コール・ローン	2,871,266,945
株式	200,660,459,300
派生商品評価勘定	43,322,000
未収配当金	289,846,953
前払金	52,925,000
差入委託証拠金	134,850,000
流動資産合計	204,145,865,479
資産合計	
204,145,865,479	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	20,636,100
未払金	9,386,800
未払解約金	543,133,815
その他未払費用	12,905
流動負債合計	573,169,620
負債合計	
573,169,620	
純資産の部	
元本等	
元本	62,814,141,109
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	140,758,554,750
元本等合計	203,572,695,859
純資産合計	
203,572,695,859	
負債純資産合計	
204,145,865,479	

### (2) 注記表

#### (重要な会計方針の注記)

項 目	自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
-----	----------------------------



1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項 目	(2022年2月2日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	62,814,141,109口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額3.2409円 (1万口当たりの純資産額32,409円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2022年2月2日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(株式) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (デリバティブ取引に関する注記)

(2022年2月2日現在)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0403 月	2,517,404,100	-	2,540,090,000	22,685,900
	小計	2,517,404,100	-	2,540,090,000	22,685,900
合計		2,517,404,100	-	2,540,090,000	22,685,900

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (その他の注記)

(2022年2月2日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	61,200,724,965円
同期中における追加設定元本額	6,161,936,188円
同期中における一部解約元本額	4,548,520,044円
2022年2月2日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,538,029,385円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	941,965,224円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	4,481,973,077円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	3,389,715,759円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	128,394,425円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	4,881,706円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	21,486,962円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	65,879,471円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	155,208,145円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	131,431,835円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	235,304,204円
国内株式指数ファンド(TOPIX)	1,472,562,420円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	18,783,071,771円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	371,106,127円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	422,153,852円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	274,158,067円
イオン・バランス戦略ファンド	35,687,784円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	31,464,038円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	175,734,733円

三井住友・資産最適化ファンド(2 やや安定型)	154,732,939円
三井住友・資産最適化ファンド(3 バランス型)	534,593,270円
三井住友・資産最適化ファンド(4 やや成長型)	288,874,916円
三井住友・資産最適化ファンド(5 成長重視型)	330,120,240円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	36,981,829円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	485,731,869円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	15,754,304円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	78,472,648円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	75,411,905円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	4,165,528円
日興FWS・日本株インデックス	504,065,907円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	3,738,461円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)	2,806,637,968円
バランスファンドVA(安定運用型) < 適格機関投資家限定 >	14,871,404円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型 < 適格機関投資家限定 >	107,243,963円
SMAM・バランスファンドVA25 < 適格機関投資家専用 >	1,822,107,051円
SMAM・バランスファンドVA37.5 < 適格機関投資家専用 >	1,641,561,711円
SMAM・バランスファンドVA50 < 適格機関投資家専用 >	6,257,998,203円
SMAM・バランスファンドVL30 < 適格機関投資家限定 >	41,484,094円
SMAM・バランスファンドVL50 < 適格機関投資家限定 >	168,428,571円
SMAM・バランスファンドVA75 < 適格機関投資家専用 >	737,416,972円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型 < 適格機関投資家限定 >	47,231,431円
SMAM・インデックス・バランスVA25 < 適格機関投資家専用 >	259,277,705円
SMAM・インデックス・バランスVA50 < 適格機関投資家専用 >	836,648,839円
SMAM・バランスファンドVA40 < 適格機関投資家専用 >	609,552,597円
SMAM・バランスファンドVA35 < 適格機関投資家専用 >	1,897,913,398円
SMAM・バランスVA株40T < 適格機関投資家限定 >	374,931円
SMAM・グローバルバランス40VA < 適格機関投資家限定 >	42,261,700円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A < 適格機関投資家専用 >	47,526,234円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A < 適格機関投資家専用 >	34,199,513円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A < 適格機関投資家専用 >	16,944,296円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L < 適格機関投資家専用 >	112,116,903円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L < 適格機関投資家専用 >	243,725,102円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2 < 適格機関投資家専用 >	60,760,917円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2 < 適格機関投資家専用 >	39,691,119円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2 < 適格機関投資家専用 >	7,467,207円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2 < 適格機関投資家専用 >	45,508,490円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2 < 適格機関投資家専用 >	609,002,841円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA(適格機関投資家専用)	180,317,730円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA < 適格機関投資家限定 >	237,022,466円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA < 適格機関投資家限定 >	110,132,461円
SMAM・世界バランスファンドVA < 適格機関投資家限定 >	215,431,175円
SMAM・世界バランスファンドVA2 < 適格機関投資家限定 >	64,476,018円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド < 適格機関投資家限定 >	51,203,386円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04 < 適格機関投資家限定 >	49,379,173円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン < 適格機関投資家限定 >	62,807,749円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド < 適格機関投資家限定 >	155,960,869円

SMDAM・日米3資産バランスオープン<適格機関投資家限定>	6,604,121円
合計	62,814,141,109円

## 外国株式インデックス・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

(2022年2月2日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	5,450,313,936
金銭信託	12,439,199
コール・ローン	383,241,073
株式	340,919,409,236
投資証券	8,349,703,821
派生商品評価勘定	86,369,536
未収配当金	230,588,381
差入委託証拠金	1,557,508,860
流動資産合計	356,989,574,042
資産合計	
356,989,574,042	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	50,587,511
未払金	62,604,130
未払解約金	3,759,959,724
その他未払費用	3,720
流動負債合計	3,873,155,085
負債合計	
3,873,155,085	
純資産の部	
元本等	
元本	61,194,460,045
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	291,921,958,912
元本等合計	353,116,418,957
純資産合計	
353,116,418,957	
負債純資産合計	
356,989,574,042	

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	<p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月2日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	61,194,460,045口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 5.7704円 (1万口当たりの純資産額57,704円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2022年2月2日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(株式、投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	<p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
--	--

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年2月2日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT MAR22	2,572,298,622	-	2,601,049,250	28,750,628
	SPI 200 FUTURES MAR22	130,775,045	-	127,268,962	3,506,083
	FTSE 100 IDX FUT MAR22	150,370,604	-	150,615,741	245,137
	EURO STOXX 50 MAR22	522,439,557	-	521,855,813	583,744
	小計	3,375,883,828	-	3,400,789,766	24,905,938
	合計	3,375,883,828	-	3,400,789,766	24,905,938

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建				
	香港・ドル	8,004,420	-	7,948,422	55,998
	シンガポール・ド ル	3,412,880	-	3,403,144	9,736
	小計	11,417,300	-	11,351,566	65,734
	売建				
	アメリカ・ドル	2,883,685,310	-	2,868,853,704	14,831,606
	カナダ・ドル	147,444,930	-	147,383,270	61,660
	オーストラリア・ ドル	72,876,156	-	73,682,517	806,361

香港・ドル	37,584,316	-	37,387,000	197,316
シンガポール・ドル	15,325,590	-	15,314,103	11,487
イギリス・ポンド	208,908,032	-	209,445,540	537,508
イスラエル・シユケル	8,311,527	-	8,336,592	25,065
スイス・フラン	121,533,896	-	122,021,870	487,974
デンマーク・クローネ	29,406,974	-	29,529,775	122,801
ノルウェー・クローネ	8,241,377	-	8,300,497	59,120
スウェーデン・クローナ	44,361,473	-	44,815,600	454,127
ユーロ	448,268,303	-	449,935,595	1,667,292
小計	4,025,947,884	-	4,015,006,063	10,941,821
合計	4,037,365,184	-	4,026,357,629	10,876,087

## (注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (その他の注記)

(2022年2月2日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	59,078,726,266円
同期中における追加設定元本額	7,067,545,075円
同期中における一部解約元本額	4,951,811,296円
2022年2月2日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国株式インデックスファンドS	32,174,709,826円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	264,230,341円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	1,089,827,563円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	772,173,419円
S M A M・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	80,014,320円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	1,172,766円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	6,019,213円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	18,055,399円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	49,662,942円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	52,296,599円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	98,753,519円
外国株式指数ファンド	820,481,096円
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	13,104,975,007円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	177,676,375円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	201,793,698円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	131,442,357円
イオン・バランス戦略ファンド	28,734,526円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	16,102,445円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	124,034,237円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	106,765,365円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	363,644,924円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	189,979,769円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	217,634,526円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	42,487,995円
三井住友D S・外国株式インデックス年金ファンド	613,276,053円
三井住友D S・年金バランス30(債券重点型)	4,451,397円
三井住友D S・年金バランス50(標準型)	19,207,034円
三井住友D S・年金バランス70(株式重点型)	17,104,636円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	2,161,170円
S M B C・DCインデックスファンド(M S C Iコクサイ)	129,417,979円
日興F W S・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)	137,169,767円
日興F W S・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)	459,557,061円
三井住友D S・先進国株式インデックス・ファンド	18,298,993円
S M A M・外国株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)	556,678,406円
バランスファンドV A(安定運用型) < 適格機関投資家限定 >	4,168,848円
S M A M・バランスファンドV A安定成長型 < 適格機関投資家限定 >	30,466,868円
S M A M・バランスファンドV A 2 5 < 適格機関投資家専用 >	673,384,270円
S M A M・バランスファンドV A 3 7 . 5 < 適格機関投資家専用 >	805,865,955円
S M A M・バランスファンドV A 5 0 < 適格機関投資家専用 >	3,504,610,836円
S M A M・バランスファンドV L 3 0 < 適格機関投資家限定 >	11,523,953円
S M A M・バランスファンドV L 5 0 < 適格機関投資家限定 >	62,266,508円
S M A M・バランスファンドV A 7 5 < 適格機関投資家専用 >	474,849,316円
S M A M・バランスファンドV L 国際分散型 < 適格機関投資家限定 >	39,529,370円
S M A M・インデックス・バランスV A 2 5 < 適格機関投資家専用 >	102,099,408円
S M A M・インデックス・バランスV A 5 0 < 適格機関投資家専用 >	486,937,001円
S M A M・バランスファンドV A 4 0 < 適格機関投資家専用 >	339,124,047円
S M A M・バランスファンドV A 3 5 < 適格機関投資家専用 >	793,572,025円
S M A M・バランスV A株4 0 T < 適格機関投資家限定 >	213,357円
三井住友・外国株式インデックスファンド・V A S(適格機関投資家専用)	213,531,445円
S M A M・グローバルバランス4 0 V A < 適格機関投資家限定 >	75,925,410円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 0 A < 適格機関投資家専用 >	8,737,379円
S M A M・アセットバランスファンドV A 3 5 A < 適格機関投資家専用 >	7,741,901円
S M A M・アセットバランスファンドV A 5 0 A < 適格機関投資家専用 >	4,041,277円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 0 L < 適格機関投資家専用 >	21,448,701円



SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	58,834,436円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	133,999,851円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	61,717,109円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	659,379,461円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	116,733,330円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA<適格機関投資家限定>	167,279,725円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	30,972,710円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	28,851,137円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	37,159,402円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド<適格機関投資家限定>	149,504,286円
合計	61,194,460,045円

## エマージング株式インデックス・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

(2022年2月2日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	476,400,385
金銭信託	121,259,140
コール・ローン	3,735,890,429
株式	12,560,202,175
投資信託受益証券	757,546,316
投資証券	1,512,913,128
派生商品評価勘定	131,602,821
未収配当金	12,104,960
差入委託証拠金	889,009,307
流動資産合計	20,196,928,661
資産合計	20,196,928,661
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	10,652,891
未払解約金	6,000,000
その他未払費用	12,097
流動負債合計	16,664,988
負債合計	16,664,988
純資産の部	
元本等	
元本	11,924,732,103
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	8,255,531,570
元本等合計	20,180,263,673
純資産合計	20,180,263,673
負債純資産合計	20,196,928,661

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、新株予約権証券、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月2日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	11,924,732,103口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.6923円 (1万口当たりの純資産額16,923円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2022年2月2日現在)
----	---------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(株式、投資信託受益証券、投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年2月2日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCI EMGMKT MAR22	5,481,657,094	-	5,569,019,083	87,361,989
	小計	5,481,657,094	-	5,569,019,083	87,361,989
合計		5,481,657,094	-	5,569,019,083	87,361,989

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	4,376,062,541	-	4,408,014,132	31,951,591
	小計	4,376,062,541	-	4,408,014,132	31,951,591
	売建				
	アメリカ・ドル	305,000,000	-	303,364,645	1,635,355
	香港・ドル	162,541	-	161,546	995
	小計	305,162,541	-	303,526,191	1,636,350
合計		4,681,225,082	-	4,711,540,323	33,587,941

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2022年2月2日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	9,087,992,266円
同期中における追加設定元本額	3,539,016,526円
同期中における一部解約元本額	702,276,689円
2022年2月2日現在の元本の内訳	
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	6,118,418,396円
三井住友・DC新興国株式インデックスファンド	2,631,711,166円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	390,527,052円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	445,012,433円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	290,551,917円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	26,493,025円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	82,234,374円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	60,534,249円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	245,715,486円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	188,537,202円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	309,969,059円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	71,000,023円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	3,605,554円
日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)	369,474,966円
日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)	619,340,796円
三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド	5,714,506円
S M A M・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	65,891,899円
合 計	11,924,732,103円

国内債券(NOMURA - BPI)マザーファンド

## ( 1 ) 貸借対照表

( 単位 : 円 )

( 2022年2月2日現在 )

資産の部	
流動資産	
金銭信託	15,912,768
コール・ローン	490,258,767
国債証券	94,099,525,920
地方債証券	10,020,412,150
特殊債券	9,317,253,271
社債券	5,048,869,100
未収利息	227,971,000
前払費用	3,389,230
流動資産合計	119,223,592,206
資産合計	119,223,592,206
負債の部	
流動負債	
未払金	69,953,000
未払解約金	37,676,714
その他未払費用	1,719
流動負債合計	107,631,433
負債合計	107,631,433
純資産の部	
元本等	
元本	85,065,978,121
剰余金	
剰余金又は欠損金 ( )	34,049,982,652
元本等合計	119,115,960,773
純資産合計	119,115,960,773
負債純資産合計	119,223,592,206

## ( 2 ) 注記表

( 重要な会計方針の注記 )

項 目	自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p>

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適切ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
--	---

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月2日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	85,065,978,121口
2. 1単位あたり純資産の額	1口あたり純資産額 1.4003円 (1万口当たりの純資産額14,003円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2022年2月2日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

(2022年2月2日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	85,708,688,826円
同期中における追加設定元本額	6,515,868,009円
同期中における一部解約元本額	7,158,578,714円
2022年2月2日現在の元本の内訳	
国内債券インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	38,473,802円
SMA M・年金国内債券パッシブファンド<適格機関投資家限定>	25,289,517,549円
三井住友・日本債券インデックス・ファンド	54,605,609,097円
三井住友DS・国内債券インデックス年金ファンド	364,721,361円
日興FWS・日本債インデックス	1,944,585,596円
SMA M・国内債券インデックス・ファンド	2,823,070,716円
合計	85,065,978,121円

## ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

## ( 1 ) 貸借対照表

( 単位 : 円 )

( 2022年2月2日現在 )

資産の部	
流動資産	
預金	38,915,071
金銭信託	6,482,769
コール・ローン	199,728,556
国債証券	21,646,700,818
派生商品評価勘定	40,709,306
未収入金	298,139,081
未収利息	114,437,034
前払費用	7,397,926
流動資産合計	22,352,510,561
資産合計	22,352,510,561
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11,022,155
未払金	256,855,970
未払解約金	31,612,000
その他未払費用	772
流動負債合計	299,490,897
負債合計	299,490,897
純資産の部	
元本等	
元本	14,997,229,917
剰余金	
剰余金又は欠損金 ( )	7,055,789,747
元本等合計	22,053,019,664
純資産合計	22,053,019,664
負債純資産合計	22,352,510,561

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p>

	<p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等の上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適切ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月2日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	14,997,229,917口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4705円 (1万口当たりの純資産額14,705円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2022年2月2日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(国債証券)</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (デリバティブ取引に関する注記)

(2022年2月2日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	為替予約取引				



以外の取引	買建				
	アメリカ・ドル	156,877,174	-	156,316,957	560,217
	カナダ・ドル	4,523,849	-	4,516,571	7,278
	イギリス・ポンド	6,528,108	-	6,545,947	17,839
	メキシコ・ペソ	1,134,891	-	1,137,069	2,178
	オフショア・人民元	55,481,225	-	55,278,627	202,598
	ユーロ	33,208,220	-	33,226,492	18,272
	小計	257,753,467	-	257,021,663	731,804
	売建				
	アメリカ・ドル	10,542,923,915	-	10,504,445,263	38,478,652
	カナダ・ドル	439,513,506	-	438,802,751	710,755
	オーストラリア・ドル	346,850,517	-	349,150,783	2,300,266
	シンガポール・ドル	208,432,152	-	208,160,848	271,304
	イギリス・ポンド	1,268,701,926	-	1,271,941,081	3,239,155
	イスラエル・シェケル	96,847,362	-	96,443,886	403,476
	デンマーク・クローネ	95,695,931	-	95,749,385	53,454
	ノルウェー・クローネ	53,854,882	-	54,035,694	180,812
	スウェーデン・クローナ	62,035,140	-	62,271,400	236,260
	メキシコ・ペソ	158,730,865	-	158,990,243	259,378
	オフショア・人民元	203,213,776	-	202,406,946	806,830
	ポーランド・ズロチ	107,048,714	-	107,371,150	322,436
	ユーロ	8,431,981,689	-	8,435,641,990	3,660,301
	小計	22,015,830,375	-	21,985,411,420	30,418,955
	合計	22,273,583,842	-	22,242,433,083	29,687,151

## (注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算

期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2022年2月2日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	15,468,389,590円
同期中における追加設定元本額	3,679,100,897円
同期中における一部解約元本額	4,150,260,570円
2022年2月2日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	1,965,034,958円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	654,682,030円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	14,317,794円
イオン・バランス戦略ファンド	556,575,666円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	1,782,147,356円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	655,066,947円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	1,121,197,788円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	267,668,346円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	73,384,660円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	39,579,641円
日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)	336,568,680円
SMAM・年金グローバル債券ファンド<適格機関投資家限定>	1,254,200,405円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	826,366円
SMAM・ヘッジ付き年金外国債券パッシブファンド<適格機関投資家限定>	5,424,089,796円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	279,839,110円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	250,502,800円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	321,547,574円
合計	14,997,229,917円

## 外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2022年2月2日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	271,927,459
金銭信託	13,754,358
コール・ローン	423,760,018
国債証券	159,266,207,673
派生商品評価勘定	2,659,123
未収入金	2,727,034,362
未収利息	967,562,205
前払費用	34,734,139
流動資産合計	163,707,639,337
資産合計	163,707,639,337

負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,840,910
未払金	2,306,280,617
未払解約金	403,903,874
その他未払費用	2,352
流動負債合計	2,716,027,753
負債合計	2,716,027,753
純資産の部	
元本等	
元本	82,403,115,016
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	78,588,496,568
元本等合計	160,991,611,584
純資産合計	160,991,611,584
負債純資産合計	163,707,639,337

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項 目	( 2022年2月2日現在 )
-----	-----------------

1. 当計算期間の末日における受益権の総数	82,403,115,016口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.9537円 (1万口当たりの純資産額19,537円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2022年2月2日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

(2022年2月2日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	1,147,047,198	-	1,143,753,266	3,293,932
	カナダ・ドル	69,326,692	-	69,245,057	81,635
	オーストラリア・ドル	23,596,323	-	23,824,948	228,625
	イギリス・ポンド	56,915,814	-	57,124,649	208,835
	オフショア・人民元	371,874,742	-	370,516,784	1,357,958
	ユーロ	654,492,909	-	654,971,065	478,156
	小計	2,323,253,678	-	2,319,435,769	3,817,909
	売建				
	アメリカ・ドル	504,592,011	-	502,907,712	1,684,299
	カナダ・ドル	10,698,370	-	10,681,158	17,212
	オーストラリア・ドル	64,449,124	-	64,875,927	426,803
	シンガポール・ドル	1,541,984	-	1,542,022	38
	イギリス・ポンド	119,584,071	-	119,813,933	229,862

デンマーク・ク ローネ	5,373,056	-	5,374,727	1,671
ポーランド・ズロ チ	45,854,265	-	45,996,929	142,664
ユーロ	682,703,298	-	682,967,649	264,351
小計	1,434,796,179	-	1,434,160,057	636,122
合計	3,758,049,857	-	3,753,595,826	3,181,787

## (注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (その他の注記)

(2022年2月2日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	82,429,960,917円
同期中における追加設定元本額	6,767,742,711円
同期中における一部解約元本額	6,794,588,612円
2022年2月2日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	24,619,112,063円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	777,823,786円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	2,105,125,950円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	1,127,437,285円
S M A M・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	155,967,328円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	6,821,569円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	30,321,807円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	100,960,113円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	220,516,443円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	148,811,875円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	252,453,511円
三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)	24,658,888円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	123,912,017円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	152,416,267円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	101,269,405円

イオン・バランス戦略ファンド	318,437,791円
三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2 0 5 0	17,284,763円
三井住友・資産最適化ファンド( 1 安定重視型)	69,372,176円
三井住友・資産最適化ファンド( 2 やや安定型)	49,304,278円
三井住友・資産最適化ファンド( 3 バランス型)	125,260,436円
三井住友・資産最適化ファンド( 4 やや成長型)	36,477,847円
三井住友・資産最適化ファンド( 5 成長重視型)	18,020,184円
三井住友・ D C つみたてN I S A ・世界分散ファンド	122,102,785円
三井住友D S ・外国債券インデックス年金ファンド	251,939,938円
三井住友D S ・年金バランス3 0 (債券重点型)	12,560,303円
三井住友D S ・年金バランス5 0 (標準型)	35,952,744円
三井住友D S ・年金バランス7 0 (株式重点型)	24,727,964円
三井住友D S ・ D C ターゲットイヤーファンド2 0 6 0	2,273,756円
日興F W S ・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)	199,748,892円
三井住友D S ・先進国債インデックス・ファンド	9,072,626円
S M A M ・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	3,806,139,990円
S M A M ・バランスファンドV A 安定成長型<適格機関投資家限定>	43,079,590円
S M A M ・バランスファンドV A 2 5 <適格機関投資家専用>	7,136,868,502円
S M A M ・バランスファンドV A 3 7 . 5 <適格機関投資家専用>	4,491,971,776円
S M A M ・バランスファンドV A 5 0 <適格機関投資家専用>	10,474,014,478円
S M A M ・バランスファンドV L 3 0 <適格機関投資家限定>	34,879,317円
S M A M ・バランスファンドV L 5 0 <適格機関投資家限定>	92,111,312円
S M A M ・バランスファンドV A 7 5 <適格機関投資家専用>	696,123,096円
S M A M ・バランスファンドV L 国際分散型<適格機関投資家限定>	116,879,699円
S M A M ・インデックス・バランスV A 2 5 <適格機関投資家専用>	1,043,370,554円
S M A M ・インデックス・バランスV A 5 0 <適格機関投資家専用>	1,438,731,860円
S M A M ・バランスファンドV A 4 0 <適格機関投資家専用>	1,539,552,826円
S M A M ・バランスファンドV A 3 5 <適格機関投資家専用>	4,821,456,644円
S M A M ・バランスV A 株4 0 T <適格機関投資家限定>	627,347円
S M A M ・外国債券パッシブファンドV A <適格機関投資家限定>	8,091,581,289円
三井住友・外国債券インデックスファンド・V A S (適格機関投資家専用)	325,248,675円
S M A M ・グローバルバランス4 0 V A <適格機関投資家限定>	144,806,955円
S M A M ・アセットバランスファンドV A 2 0 A <適格機関投資家専用>	81,175,759円
S M A M ・アセットバランスファンドV A 3 5 A <適格機関投資家専用>	33,971,193円
S M A M ・アセットバランスファンドV A 5 0 A <適格機関投資家専用>	11,926,289円
S M A M ・アセットバランスファンドV A 2 0 L <適格機関投資家専用>	96,352,849円
S M A M ・アセットバランスファンドV A 2 5 L <適格機関投資家専用>	419,212,344円
S M A M ・アセットバランスファンドV A 2 0 A 2 <適格機関投資家専用>	103,325,580円
S M A M ・アセットバランスファンドV A 3 5 A 2 <適格機関投資家専用>	40,181,590円
S M A M ・アセットバランスファンドV A 5 0 A 2 <適格機関投資家専用>	5,252,180円
S M A M ・アセットバランスファンドV A 2 5 L 2 <適格機関投資家専用>	1,028,104,983円
S M A M ・グローバルバランスファンド(標準型)V A <適格機関投資家限定>	641,086,225円
S M A M ・グローバルバランスファンド(債券重視型)V A <適格機関投資家限定>	937,884,754円
S M A M ・世界バランスファンドV A <適格機関投資家限定>	913,843,267円
S M A M ・世界バランスファンドV A 2 <適格機関投資家限定>	386,891,002円
S M A M ・年金W リスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	193,976,971円
S M A M ・マルチアセットストラテジーファンド2 0 1 6 - 0 4 <適格機関投資家限定>	247,652,131円
S M A M ・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	315,123,811円

SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド <	
適格機関投資家限定>	1,409,565,388円
合計	82,403,115,016円

## Jリート・インデックス・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

(2022年2月2日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	2,589,575
コール・ローン	79,782,582
投資証券	8,869,933,400
未収入金	331,171,272
未収配当金	78,001,465
前払金	1,882,000
差入委託証拠金	2,270,000
流動資産合計	9,365,630,294
資産合計	9,365,630,294
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,786,400
未払金	17,420,822
未払解約金	30,211,947
その他未払費用	337
流動負債合計	49,419,506
負債合計	49,419,506
純資産の部	
元本等	
元本	3,636,976,284
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	5,679,234,504
元本等合計	9,316,210,788
純資産合計	9,316,210,788
負債純資産合計	9,365,630,294

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	<p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	（2022年2月2日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	3,636,976,284口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.5615円 （1万口当たりの純資産額25,615円）

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	（2022年2月2日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## （デリバティブ取引に関する注記）

（2022年2月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）



区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	リート指数先物取引 買建				
	TREIT 先物 0403 月	40,136,400	-	38,350,000	1,786,400
	小計	40,136,400	-	38,350,000	1,786,400
	合計	40,136,400	-	38,350,000	1,786,400

## (注) 1. 時価の算定方法

リート指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) リート指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (その他の注記)

(2022年2月2日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,972,759,074円
同期中における追加設定元本額	1,452,572,565円
同期中における一部解約元本額	788,355,355円
2022年2月2日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	290,530,193円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	337,361,385円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	230,674,813円
イオン・バランス戦略ファンド	10,975,887円
三井住友・DC日本リートインデックスファンド	1,846,949,666円
三井住友DS・DCターゲットイヤーフンド2050	13,514,612円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	53,263,848円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	38,411,864円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	126,993,625円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	70,234,720円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	54,154,455円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	22,948,776円
三井住友DS・DCターゲットイヤーフンド2060	1,792,224円
三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンド	49,030,796円
日興FWS・Jリートインデックス	156,476,115円
三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド	4,941,916円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	4,366,238円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	69,485,444円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	72,467,394円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	94,556,289円

SMDAM・リスクコントロール型バランスファンド202105(リスク3%)<適格機関投資家限定>	87,846,024円
合計	3,636,976,284円

## 外国リート・インデックス・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

(2022年2月2日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	117,290,062
金銭信託	824,462
コール・ローン	25,400,957
投資証券	18,691,278,348
派生商品評価勘定	530,815
未収入金	234,753,286
未収配当金	19,376,446
流動資産合計	19,089,454,376
資産合計	19,089,454,376
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	102,441
未払金	29,886,662
未払解約金	150,353,752
その他未払費用	297
流動負債合計	180,343,152
負債合計	180,343,152
純資産の部	
元本等	
元本	6,756,585,063
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	12,152,526,161
元本等合計	18,909,111,224
純資産合計	18,909,111,224
負債純資産合計	19,089,454,376

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2021年8月3日 至 2022年2月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	<p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月2日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	6,756,585,063口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.7986円 (1万口当たりの純資産額27,986円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2022年2月2日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年2月2日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	買建				
	カナダ・ドル	650,000	-	649,908	92
	オーストラリア・ ドル	2,500,000	-	2,534,179	34,179
	香港・ドル	600,000	-	600,171	171
	シンガポール・ド ル	3,400,000	-	3,398,772	1,228
	イギリス・ポンド	400,000	-	401,163	1,163
	小計	7,550,000	-	7,584,193	34,193
	売建				
	アメリカ・ドル	172,000,000	-	171,525,240	474,760
	カナダ・ドル	3,700,000	-	3,695,714	4,286
	オーストラリア・ ドル	16,100,000	-	16,169,307	69,307
	香港・ドル	2,200,000	-	2,188,087	11,913
	シンガポール・ド ル	650,000	-	649,100	900
	イギリス・ポンド	12,600,000	-	12,624,843	24,843
	ユーロ	9,300,000	-	9,303,528	3,528
	小計	216,550,000	-	216,155,819	394,181
	合計	224,100,000	-	223,740,012	428,374

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## （その他の注記）

（2022年2月2日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,669,901,114円
同期中における追加設定元本額	1,593,539,750円
同期中における一部解約元本額	506,855,801円
2022年2月2日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	24,731,161円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	31,520,258円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	21,103,188円
イオン・バランス戦略ファンド	54,811,152円
三井住友・DC外国リートインデックスファンド	5,758,408,252円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	4,309,173円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	47,579,566円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	35,052,795円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	114,678,945円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	62,957,601円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	48,413,121円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	63,866,295円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	579,949円
三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド	116,900,836円
日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）	55,223,766円
日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）	148,311,305円
三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド	4,774,765円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	48,166,728円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	49,164,309円
SMDAM・リスクコントロール型バランスファンド202105（リスク3%）<適格機関投資家限定>	66,031,898円
合計	6,756,585,063円

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## 日興FWS・日本株インデックス

2022年1月31日現在

資産総額	1,548,977,374円
負債総額	478,935円
純資産総額（ - ）	1,548,498,439円
発行済口数	1,576,766,966口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9821円
（1万口当たり純資産額）	（9,821円）

## 日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

2022年1月31日現在

資産総額	771,629,113円
負債総額	4,302,685円
純資産総額( - )	767,326,428円
発行済口数	777,243,195口
1口当たり純資産額( / ) (1万口当たり純資産額)	0.9872円 (9,872円)

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)

2022年1月31日現在

資産総額	2,537,773,408円
負債総額	840,740円
純資産総額( - )	2,536,932,668円
発行済口数	2,460,269,304口
1口当たり純資産額( / ) (1万口当たり純資産額)	1.0312円 (10,312円)

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)

2022年1月31日現在

資産総額	611,005,109円
負債総額	4,636,538円
純資産総額( - )	606,368,571円
発行済口数	655,942,034口
1口当たり純資産額( / ) (1万口当たり純資産額)	0.9244円 (9,244円)

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

2022年1月31日現在

資産総額	1,014,993,344円
負債総額	443,427円
純資産総額( - )	1,014,549,917円
発行済口数	1,038,849,578口
1口当たり純資産額( / ) (1万口当たり純資産額)	0.9766円 (9,766円)

日興FWS・日本債インデックス

2022年1月31日現在

資産総額	2,652,053,339円
負債総額	700,843円
純資産総額( - )	2,651,352,496円
発行済口数	2,690,134,234口

1口当たり純資産額( / ) (1万口当たり純資産額)	0.9856円 (9,856円)
--------------------------------	---------------------

## 日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

2022年1月31日現在

資産総額	493,301,883円
負債総額	114,178円
純資産総額( - )	493,187,705円
発行済口数	512,448,823口
1口当たり純資産額( / ) (1万口当たり純資産額)	0.9624円 (9,624円)

## 日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

2022年1月31日現在

資産総額	385,702,482円
負債総額	114,134円
純資産総額( - )	385,588,348円
発行済口数	391,505,816口
1口当たり純資産額( / ) (1万口当たり純資産額)	0.9849円 (9,849円)

## 日興FWS・Jリートインデックス

2022年1月31日現在

資産総額	394,781,615円
負債総額	110,199円
純資産総額( - )	394,671,416円
発行済口数	430,579,053口
1口当たり純資産額( / ) (1万口当たり純資産額)	0.9166円 (9,166円)

## 日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

2022年1月31日現在

資産総額	153,813,478円
負債総額	914,233円
純資産総額( - )	152,899,245円
発行済口数	151,640,054口
1口当たり純資産額( / ) (1万口当たり純資産額)	1.0083円 (10,083円)

## 日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)

2022年1月31日現在

資産総額	406,109,443円
負債総額	126,189円
純資産総額( - )	405,983,254円
発行済口数	384,368,638口
1口当たり純資産額( / )	1.0562円
(1万口当たり純資産額)	(10,562円)



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

#### イ 資本金の額および株式数

	2022年1月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減  
該当ありません。

#### ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

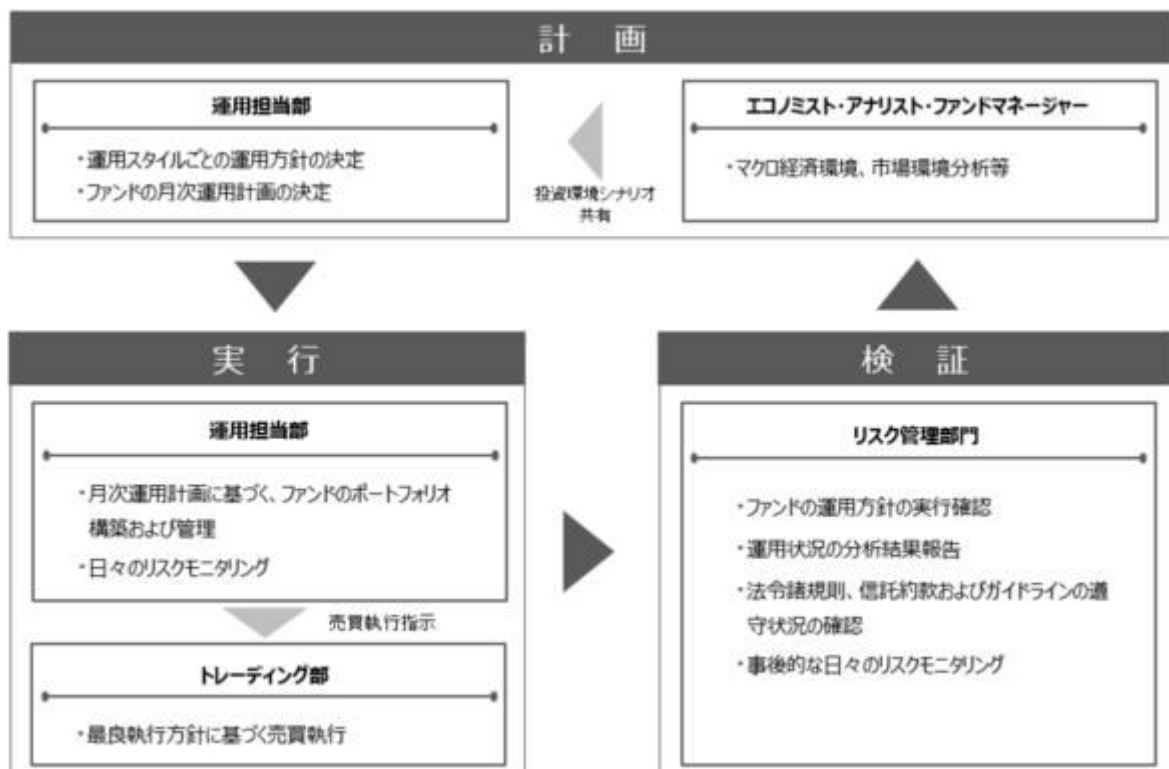
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

#### 二 投資信託の運用の流れ



## 2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2022年1月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	725	9,049,190
単位型株式投資信託	102	530,928
追加型公社債投資信託	1	27,787
単位型公社債投資信託	189	405,672
合 計	1,017	10,013,579

## 3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）は、改正府令附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 当社は、第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第37期中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		

現金及び預金	33,264,545	33,048,142
顧客分別金信託	300,021	300,036
前払費用	515,226	449,748
未収入金	602,605	132,419
未収委託者報酬	8,404,880	9,936,096
未収運用受託報酬	2,199,785	2,247,156
未収投資助言報酬	299,826	398,108
未収収益	37,702	39,975
その他の流動資産	40,119	6,981
流動資産合計	45,664,712	46,558,665
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	101,609	1,509,450
器具備品	783,224	870,855
土地	710	710
リース資産	968	13,483
建設仮勘定	66,498	-
有形固定資産合計	953,010	2,394,500
無形固定資産		
ソフトウェア	909,133	1,347,889
ソフトウェア仮勘定	508,733	1,029,033
のれん	34,397,824	3,654,491
顧客関連資産	17,785,166	15,671,890
電話加入権	12,739	12,727
商標権	54	48
無形固定資産合計	53,613,651	21,716,080
投資その他の資産		
投資有価証券	19,436,480	22,866,282
関係会社株式	11,246,398	11,246,398
長期差入保証金	2,523,637	1,409,091
長期前払費用	113,852	116,117
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	33,390,098	35,707,619
固定資産合計	87,956,760	59,818,200
資産合計	133,621,473	106,376,866

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,064	5,153
顧客からの預り金	14,285	20,077
その他の預り金	146,200	169,380
未払金		
未払収益分配金	1,629	1,646
未払償還金	131,338	43,523
未払手数料	3,776,873	4,480,697
その他未払金	502,211	270,290
未払費用	3,935,582	5,940,121
未払消費税等	305,513	235,647
未払法人税等	489,151	762,648
賞与引当金	1,716,321	1,516,622
その他の流動負債	30,951	9,710

流動負債合計	11,051,125	13,455,519
固定負債		
リース債務	-	9,678
繰延税金負債	2,963,538	2,566,958
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448
賞与引当金	14,767	-
その他の固定負債	172,918	40,950
固定負債合計	8,451,038	7,876,035
負債合計	19,502,164	21,331,554
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	81,927,000
資本剰余金合計	90,555,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	19,364,265	10,281,242
利益剰余金合計	21,185,470	8,460,037
株主資本計	113,741,454	84,095,946
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	377,855	949,365
評価・換算差額等合計	377,855	949,365
純資産合計	114,119,309	85,045,311
負債・純資産合計	133,621,473	106,376,866

## (2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	54,615,133	50,610,457
運用受託報酬	9,389,058	9,450,169
投資助言報酬	1,303,595	1,270,584
その他営業収益		
サービス支 hands 手数料	181,061	200,807
その他	32,421	32,820
営業収益計	65,521,269	61,564,839
営業費用		
支払手数料	24,888,040	22,784,919
広告宣伝費	447,024	365,317
調査費		
調査費	3,214,679	3,061,987
委託調査費	7,702,309	7,810,157
営業雑経費		
通信費	70,007	95,163
印刷費	612,249	554,920

協会費	45,117	40,044
諸会費	32,199	29,473
情報機器関連費	4,349,174	4,562,612
販売促進費	68,688	23,614
その他	154,201	163,332
営業費用合計	41,583,691	39,491,542
一般管理費		
給料		
役員報酬	264,325	277,027
給料・手当	9,789,691	9,280,730
賞与	914,702	950,630
賞与引当金繰入額	1,726,013	1,501,855
交際費	30,898	11,815
寄付金	2,022	949
事務委託費	956,931	844,255
旅費交通費	249,359	21,023
租税公課	389,032	389,819
不動産賃借料	1,121,553	1,639,529
退職給付費用	797,158	790,144
固定資産減価償却費	3,044,658	3,040,894
のれん償却費	2,645,986	2,645,986
諸経費	482,324	608,206
一般管理費合計	22,414,658	22,002,869
営業利益	1,522,919	70,426

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	778,113	13,164
受取利息	947	2,736
時効成立分配金・償還金	1,041	88,335
原稿・講演料	2,061	2,603
投資有価証券償還益	6,398	57,388
投資有価証券売却益	24,206	162,941
雑収入	53,484	72,933
営業外収益合計	866,254	400,104
営業外費用		
為替差損	72,457	766
投資有価証券償還損	129,006	11,762
投資有価証券売却損	12,906	34,473
雑損失	8,334	1,240
営業外費用合計	222,704	48,243
経常利益	2,166,469	422,288
特別損失		
固定資産除却損	1 110,668	54,493
減損損失	2 46,417	28,097,346
合併関連費用	42,800	-
早期退職費用	3 -	216,200
本社移転費用	4 133,168	127,044

その他特別損失	-	5,460
特別損失合計	333,054	28,500,544
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失( )	1,833,414	28,078,256
法人税、住民税及び事業税	1,874,278	1,549,173
法人税等調整額	619,676	693,192
法人税等合計	1,254,602	855,980
当期純利益又は 当期純損失( )	578,811	28,934,237

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	-	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当期変動額								
剰余金の配当								2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	81,927,000	81,927,000	-	-	-	1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304
当期変動額					
剰余金の配当	2,469,600	2,469,600			2,469,600
当期純利益	578,811	578,811			578,811
合併による増加		81,927,000			81,927,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)			216,206	216,206	216,206
当期変動額合計	1,890,788	80,036,211	216,206	216,206	79,820,005
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
		資本剰余金		利益剰余金
				その他利益剰余金

	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当期変動額								
剰余金の配当				-				711,271
当期純損失( )				-				28,934,237
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)				-				
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	29,645,508
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	21,185,470		113,741,454	377,855	377,855
当期変動額					
剰余金の配当	711,271	711,271		-	711,271
当期純損失( )	28,934,237	28,934,237		-	28,934,237
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	571,510	571,510	571,510
当期変動額合計	29,645,508	29,645,508	571,510	571,510	29,073,997
当期末残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式

移動平均法による原価法

## (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 4～15年

## (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 6～19年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

## (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3.引当金の計上基準

## (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

## (3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

## 4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

当社は「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号 2019年7月4日）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

## (貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	466,875千円	102,329千円
器具備品	1,225,261千円	1,153,649千円
リース資産	1,452千円	2,830千円

## 2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

## 3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	132,559千円	93,374千円

## (損益計算書関係)

## 1 固定資産除却損



	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
建物	879千円	18,278千円
器具備品	119千円	28,604千円
リース資産	5,377千円	- 千円
ソフトウェア	1,596千円	7,610千円
ソフトウェア仮勘定	102,695千円	- 千円

## 2 減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

当事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
-	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

## 3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

## 4 本社移転費用

前事業年度の本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分(2020年7月13日から2020年9月30日まで)の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

当事業年度の本社移転費用は、本社移転に伴うものであり、主に設備撤去費用、引越費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	-	33,870,060株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年以内	1,618,641	1,194,699
1年超	5,844,934	3,497,258
合計	7,463,576	4,691,958

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません(注2)参照)。

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	-
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	-
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	-
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	-
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	19,391,111	19,391,111	-
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	-
資産計	66,383,807	66,383,807	-
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	-
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	-
負債計	3,791,158	3,791,158	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	-
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	-
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	-
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	-
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	22,826,472	22,826,472	-
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	-
資産計	70,165,105	70,165,105	-
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	-
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	-
負債計	4,500,774	4,500,774	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### 負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	45,369	39,809
合計	45,369	39,809
子会社株式		
非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6) その他有価証券」には含まれておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6) その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そ

のため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	-	-	-
顧客分別金信託	300,021	-	-	-
未収委託者報酬	8,404,880	-	-	-
未収運用受託報酬	2,199,785	-	-	-
未収投資助言報酬	299,826	-	-	-
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	-	-
合計	45,594,350	1,398,345	-	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,048,142	-	-	-
顧客分別金信託	300,036	-	-	-
未収委託者報酬	9,936,096	-	-	-
未収運用受託報酬	2,247,156	-	-	-
未収投資助言報酬	398,108	-	-	-
長期差入保証金	42,007	1,367,084	-	-
合計	45,971,548	1,367,084	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,413,317	6,063,458	349,858
小計	6,413,317	6,063,458	349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 45,369千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	14,397,606	16,097,433	1,699,827
小計	14,397,606	16,097,433	1,699,827
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,994,762	6,729,039	265,723
小計	6,994,762	6,729,039	265,723
合計	21,392,369	22,826,472	1,434,103

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

## 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,630,219	57,388	11,762

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,418,601	5,299,814
勤務費用	523,396	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	195	67,476
退職給付の支払額	349,050	585,151
過去勤務費用の発生額	-	-
合併による発生額	1,707,062	-
退職給付債務の期末残高	5,299,814	5,258,448

## (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,299,814	5,258,448
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	492,511	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	195	67,476
その他	304,842	246,359
確定給付制度に係る退職給付費用	797,158	790,144

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
割引率	0.000%	0.020%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度248,932千円、当事業年度239,162千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2020年 3月 31日)	当事業年度 (2021年 3月 31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,622,803	1,610,136
賞与引当金	530,059	464,389
調査費	178,573	247,208
未払金	162,557	206,090
未払事業税	46,423	66,891
ソフトウェア償却	91,937	90,431
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	150,771	131,391
その他	88,250	35,930
繰延税金資産小計	2,986,254	2,967,346
評価性引当額(注)	193,485	218,966
繰延税金資産合計	2,792,768	2,748,380
繰延税金負債		
無形固定資産	5,445,817	4,798,732
その他有価証券評価差額金	310,488	516,605
繰延税金負債合計	5,756,306	5,315,338
繰延税金資産(負債)の純額	2,963,538	2,566,958

(注) 評価性引当額が25,480千円増加しております。この増加の内容は、主としてその他有価証券評価差額金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月 31日)	当事業年度 (2021年 3月 31日)
法定実効税率	30.6%	税引前当期純損失のため 記載を省略して おります。
(調整)		
評価性引当額の増減	3.5	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	13.9	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.3	
住民税均等割等	0.5	
所得税額控除による税額控除	0.5	
のれん償却費	44.1	
その他	3.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.4	

## (セグメント情報等)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言葉などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2.関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至2021年3月31日)

## 1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言葉などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2.関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,703,669	未払 手数料	644,246
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,265,593	未払 手数料	890,935

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,728,851	未払 手数料	863,159
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,578,226	未払 手数料	1,070,559

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	3,369.33円	2,510.93円



1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（ ）	17.09円	854.27円
-------------------------------	--------	---------

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	578,811	28,934,237
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失（ ）（千円）	578,811	28,934,237
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

## 中間財務諸表

### (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第37期中間会計期間 (2021年 9月 30日)	
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び預金	38,529,337
顧客分別金信託	300,038
前払費用	518,490
未収委託者報酬	10,909,133
未収運用受託報酬	2,723,571
未収投資助言報酬	399,072
未収収益	39,947
その他	224,189
流動資産合計	53,643,782
<b>固定資産</b>	
有形固定資産	1 2,218,463
無形固定資産	
のれん	3,502,221
顧客関連資産	14,615,253
その他	2,778,211
無形固定資産合計	20,895,685
投資その他の資産	
投資有価証券	22,000,657
関係会社株式	11,246,398
その他	1,595,579
貸倒引当金	20,750
投資その他の資産合計	34,821,886
固定資産合計	57,936,035
資産合計	111,579,818
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
リース債務	3,567
顧客からの預り金	12,736
その他の預り金	100,610

未払金		5,104,509
未払費用		7,204,066
未払法人税等		1,493,440
前受収益		32,829
賞与引当金		1,725,017
その他	2	695,069
流動負債合計		16,371,848
固定負債		
リース債務		6,309
繰延税金負債		2,389,323
退職給付引当金		5,414,560
その他		40,950
固定負債合計		7,851,143
負債合計		24,222,992
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,761,706
利益剰余金合計		2,045,951
株主資本合計		86,141,897
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,214,928
評価・換算差額等合計		1,214,928
純資産合計		87,356,826
負債純資産合計		111,579,818

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		32,740,035
運用受託報酬		4,392,826
投資助言報酬		633,982
その他の営業収益		117,708
営業収益計		37,884,552
営業費用		25,219,811
一般管理費	1	9,605,282
営業利益		3,059,458
営業外収益	2	198,028
営業外費用	3	26,126
経常利益		3,231,360
特別損失	4	146,753

税引前中間純利益	3,084,607
法人税、住民税及び事業税	1,373,478
法人税等調整額	334,822
法人税等合計	1,038,655
中間純利益	2,045,951

## (3)中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242
当中間期変動額								
欠損填補			8,460,037	8,460,037				8,460,037
中間純利益								2,045,951
任意積立金の取崩						60,000	1,476,959	1,536,959
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	8,460,037	8,460,037	-	60,000	1,476,959	12,042,949
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	-	-	1,761,706

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当中間期変動額					
欠損填補	8,460,037	-			-
中間純利益	2,045,951	2,045,951			2,045,951
任意積立金の取崩					
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			265,562	265,562	265,562
当中間期変動額合計	10,505,989	2,045,951	265,562	265,562	2,311,514
当中間期末残高	2,045,951	86,141,897	1,214,928	1,214,928	87,356,826

## 注記事項

(重要な会計方針)

1.資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

## 2．固定資産の減価償却の方法

### (1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	4～15年

### (2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

### (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3．引当金の計上基準

### (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

### (3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

## 4．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

### (1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

## 5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

「収益認識会計基準」等を当中間会計期間の期首から適用し、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計基準等の適用が中間財務諸表に及ぼす影響はありません。

## (中間貸借対照表関係)

第37期中間会計期間 (2021年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	1,320,556千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額73,437千円の支払保証を行っております。	

## (中間損益計算書関係)

第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1.一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	191,604千円
無形固定資産	1,304,363千円
2.営業外収益のうち主要なもの	
為替差益	6,622千円
受取配当金	4,755千円
投資有価証券償還益	90,952千円
投資有価証券売却益	48,142千円
3.営業外費用のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	15,001千円
投資有価証券売却損	8,258千円
4.特別損失のうち主要なもの	
システム統合関連費用	145,261千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第37期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

## 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

## (リース取引関係)

第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1.オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	1,179,776千円
1年超	2,903,862千円
合計	4,083,639千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

第37期中間会計期間(2021年9月30日)

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	38,529,337	38,529,337	-
(2)顧客分別金信託	300,038	300,038	-
(3)未収委託者報酬	10,909,133	10,909,133	-
(4)未収運用受託報酬	2,723,571	2,723,571	-
(5)未収投資助言報酬	399,072	399,072	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	21,960,848	21,960,848	-
(7)投資その他の資産			
長期差入保証金	1,408,170	1,408,170	-
資産計	76,230,173	76,230,173	-
(1)顧客からの預り金	12,736	12,736	-
(2)未払金			
未払手数料	4,996,181	4,996,181	-
負債計	5,008,917	5,008,917	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (6)投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (7)投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)顧客からの預り金、及び(2)未払金 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2)市場価格のない金融商品

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	39,809
合計	39,809
子会社株式	
非上場株式	11,246,398
合計	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6) その他有価証券」には含めておりません。子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって中間貸借対照表計上額としている「(6) その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

## (有価証券関係)

第37期中間会計期間(2021年9月30日)

## 1. 子会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	16,269,607	14,102,355	2,167,252
小計	16,269,607	14,102,355	2,167,252
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,691,240	6,001,639	310,398
小計	5,691,240	6,001,639	310,398
合計	21,960,848	20,103,994	1,856,853

(注)非上場株式等(中間貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

## (デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## (収益認識関係)

第37期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

## (セグメント情報等)

第37期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

## 1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	32,740,035	4,392,826	633,982	117,708	37,884,552

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1株当たり純資産額	2,579円18銭
1株当たり中間純利益	60円41銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。



**独立監査人の中間監査報告書**

2022年3月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井 貴志

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・日本株インデックスの2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・日本株インデックスの2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

**独立監査人の中間監査報告書**

2022年3月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井 貴志

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

**独立監査人の中間監査報告書**

2022年3月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松井 貴志
--------------------	-------	-------

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)



**独立監査人の中間監査報告書**

2022年3月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井 貴志

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)



**独立監査人の中間監査報告書**

2022年3月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松井 貴志
--------------------	-------	-------

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

**独立監査人の中間監査報告書**

2022年3月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井 貴志

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・日本債インデックスの2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・日本債インデックスの2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

**独立監査人の中間監査報告書**

2022年3月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松井 貴志
--------------------	-------	-------

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)



**独立監査人の中間監査報告書**

2022年3月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井 貴志

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)



**独立監査人の中間監査報告書**

2022年3月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井 貴志

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Jリートインデックスの2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・Jリートインデックスの2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

**独立監査人の中間監査報告書**

2022年3月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井 貴志

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

**独立監査人の中間監査報告書**

2022年3月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松井 貴志
--------------------	-------	-------

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)



**独立監査人の監査報告書**

2021年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財

務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



**独立監査人の中間監査報告書**

2021年11月22日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の

表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。